

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
1	職員の危機対応能力の向上	Ⅲ-6	危機に対する体制・都市 基盤の強化		総合的な危機管理体制 の充実	市職員	市職員の危機対応能力 の向上のため、研修や 訓練を開催	計画 どおり	0	H19	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題)】:効果的な研修・訓練による職員の危機対応力の向上】 ・職位別の危機管理研修のほか、「身の危険を感じた場合の対応研修」や「クレーマー対 応研修」など、実践的な実技研修を実施し、職員の危機対応力の向上を図ることができ た。 ・実効性の更なる向上を図るため、効果的かつ実践的な研修等を継続的に実施していく必 要がある。 【②今後の取組方針:職員の危機管理能力向上のための実効性の高い研修や訓練の実 施】 ・有事の際に、職員一人ひとりが主体的に対応できるよう、各種研修内容の充実を図るほ か、避難所運営職員全員を対象に職員研修を行うとともに、実例を題材にしたロールプレ イング型のクレーマー対応研修の開催数を増やすなど、効果的かつ実践的な訓練・研修 等を実施し、職員の危機対応力の更なる向上を図っていく。	拡大
2	総合防災訓練	Ⅲ-6	危機に対する体制・都市 基盤の強化	好循環P	総合的な危機管理体制 の充実	・市民(自主防災 会、自治会、学生、 ボランティアなど)、 防災機関(自衛隊、 警察など) ・事業者(協定締結 企業など) ・協定締結自治体	市民や防災機関などが 参加する防災訓練の実 施	計画 どおり	3,608	S61		【①昨年度の評価(成果や課題)】:実践的・効果的な訓練の実施】 ・総合防災訓練は、災害発生時の動きをよりイメージできるプログラム編成とし、国・県・市 の防災関係機関や地域において「共助」の中核をなす「自主防災組織」や「消防団員」によ る災害発生初期における救出、救護、避難誘導等、地域防災力の強化を図る訓練を実施し 、それぞれの役割についての共通認識・共通理解を深めるとともに、地域の自主防災組 織との連携強化を図ることができた。 ・地域のニーズを踏まえながら訓練内容を検討し、市民の参加意欲や参加者の防災意識 がより一層高まるよう「実効性の高い訓練」を計画する必要がある。  【②今後の取組方針:実践的・効果的な訓練の実施】 ・「地域と行政」、「地域と行政と民間」など他機関が相互に連携し、「自助」や「共助」にお ける重要点を、実動訓練中に組み込むとともに、見学者も災害時の「備え」や「動き」を理 解しやすい内容の訓練を実施する。	
3	防災備蓄整備事業	Ⅲ-6	危機に対する体制・都市 基盤の強化	好循環P	防災・減災対策の強 化	市民	災害による避難者が必 要とする食料や生活必 需品等を整備	計画 どおり	24,973	S61		【①昨年度の評価(成果や課題)】:計画的な備蓄品の更新と備蓄計画の改訂】 ・「第2次宇都宮市防災備蓄・調達計画」に基づき、計画的に備蓄品の調達・更新を行っ た。 ・2次計画が計画期間の満了を迎えたことから、避難所の更なる「質の向上」に向け、備蓄 品目等の見直しを行い、「第3次宇都宮市防災備蓄・調達計画」を策定した。 ・更新期限を迎える備蓄物資の効果的な活用方法を検討する必要がある。  【②今後の取組方針:計画的な備蓄品の更新と有効活用】 ・「第3次宇都宮市防災備蓄・調達計画」に基づき、計画的に備蓄品の調達・更新を行うと ともに、おむつや生理用品などの更新期限を迎える備蓄物資の有効活用について、関係 団体と意見交換を行っていく。	
4	デジタルを活用した情報収集伝達 体制の整備	Ⅲ-6	危機に対する体制・都市 基盤の強化	好循環P	防災・減災対策の強 化	・市民 ・来訪者	・災害時等の迅速かつ 正確な情報提供・収集 ・防災・災害に関する情 報提供の多重化	計画 どおり	9,995	H23		【①昨年度の評価(成果や課題)】:登録制防災情報メールの普及促進】 ・登録制防災情報メールの更なる普及促進に向け、登録案内チラシを自治会回覧により 配布するとともに、自分で登録ができない方への登録支援や多くの人が集まるイベント時 などの機会を捉えた登録促進活動などにより、新規登録者数を着実に増やすことができ、 年度末で26,370件の登録となった。 ・「登録制防災情報メール」は発信できる情報量も多く、複数存在する情報収集手段の中 でも特に効果的なツールであることから、より一層の普及促進が必要である。  【②今後の取組方針:登録制防災情報メールの更なる普及促進と情報取得に係る防災知 識の周知啓発】 ・市民の適切な避難行動につながるよう、様々な情報伝達手段によって災害情報を発信し ていくとともに、市民が災害時に必要な情報を確実に入手できるよう、複数の情報収集手 段を確保しておくことの重要性について、引き続き、広報紙や出前講座、自治会回覧な ど、様々な媒体を活用し、周知・啓発を行うとともに、登録制防災情報メールについて、イ ベント時など、あらゆる機会を捉えて普及促進に取り組んでいく。	
5	防災知識の普及啓発	Ⅲ-6	危機に対する体制・都市 基盤の強化	好循環P	防災・減災対策の強 化	市民	防災に関する知識の普 及啓発を図るため、冊子 の配布や出前講座の実 施	計画 どおり	0	H25		【①昨年度の評価(成果や課題)】:出前講座などによる防災知識の普及・啓発】 ・出前講座やホームページ、広報紙など、あらゆる機会を活用し、災害種別に応じた適切 な避難のあり方や一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作り方など、避 難行動につながる防災知識の普及・啓発を図ることができた。 ・地域が実施する防災訓練に積極的に参加し、約4,000人の方に直接、「自助」「共助」 の取組について周知・啓発を行うとともに、地域特性に応じた助言や指導を行った。 ・地域ごとに災害リスクが異なることから、地域特性を踏まえたわかりやすい防災知識の 普及啓発をより一層進めていく必要がある。  【②今後の取組方針:地域特性に合わせた防災知識の普及啓発】 ・引き続き、出前講座や地域と連携した防災訓練など、あらゆる機会を捉え、地域特性を 踏まえた適切な避難のあり方について周知啓発を行うとともに、災害対応の基本となる 「自助」「共助」に対する市民の理解を深め、地域防災力の更なる向上を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
6	災害見舞金等支給事業	Ⅲ-6	危機に対する体制・都市 基盤の強化		被災者へのお見舞	災害により被害を受 けた市民	被災者に対する見舞金 の支給	計画 どおり	1,092	S44		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):被災者への見舞金の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災や水害の被災者を対象に、被害状況に応じ、迅速に見舞金の支給を行った。</li> <li>・「床下浸水」被害については、適用する災害の範囲を広げ、被害を受けた市民に対する支援の充実を図った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:被災者への迅速な見舞金の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課と連携を図り、被災者への迅速な見舞金支給を実施していく。</li> </ul>	
7	橋りょう維持修繕事業	Ⅲ-6 VI-13	危機に対する体制・都市 基盤の強化 円滑、快適、安全・安心 な道路づくりの推進	好循環P SDGs	地域道路網のより高 い安全性・信頼性向 上 円滑で機能的な道路 ネットワークの構築	市民、道路利用者	・橋りょうの耐震化・維持 修繕	計画 どおり	401,585	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):橋梁の耐震化・長寿命化対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要度の高い橋りょうの耐震化や、健全性の診断結果を踏まえた予防保全型の長寿命化工事を実施するなど、着実に事業に取り組んだ。</li> <li>・今後も、高齢化や老朽化による機能が損なわれないよう、安全確保に努める必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:橋梁の耐震化・長寿命化対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宇都宮市道路施設長寿命化計画(橋梁編)」に基づき、引き続き、耐震化を進めるとともに、維持修繕については定期点検を着実にを行い、その結果を反映させた措置を行うなど、橋りょうの長寿命化対策を確実に実施していく。</li> </ul>	
8	急傾斜地崩壊対策事業	Ⅲ-6	危機に対する体制・都市 基盤の強化	好循環P	土砂災害の未然防 止及び緊急時におけ る迅速な避難	・市内の急傾斜地 崩壊危険区域に居 住する市民	・県施工の崩壊防止事 業の促進 ・防災訓練等の実施	計画 どおり	1,771	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合治水・雨水対策推進計画における「備える」取組を推進するため、「土砂災害防止月間」の6月に広報紙を通じた周知啓発に加え、板戸町(日影坂上ⅡA)の急傾斜地崩壊危険箇所周辺において、住民参加(計54名、うち住民38名)による防災訓練や県等との合同点検(計25名)を実施し、災害対応に係る関係機関との連携を確認した。</li> <li>・土砂災害の未然防止に向け、本市が県に要望している急傾斜地崩壊危険箇所10箇所のうち3箇所については、事業着手されている。</li> <li>・災害時に適切な避難行動をとることができるよう、住民の防災意識の更なる向上を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:【関係機関と連携した防災対策の実施】】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、土砂災害の未然防止に向けた取り組みとして、県に危険箇所対策の早期実施を要望していく。</li> <li>・住民の防災意識の向上に向け、「防災訓練」や「合同点検」を行うとともに市ホームページや広報紙、統合型ハザードマップを活用した周知啓発により緊急時における迅速な避難行動を促す。</li> </ul>	
9	宅地耐震化推進事業	Ⅲ-6	危機に対する体制・都市 基盤の強化		大規模盛土造成地 の大地震時における 安全性の確保	・市民(宅地所有 者) ・公共施設の管理 者	・大規模盛土造成地滑 動崩落防止工事の実施 ・大規模盛土造成地 の変動予測調査を実施(モ ニタリング)	計画 どおり	534,743	H29		<p>①昨年度の評価(成果や課題)</p> <p>【大規模盛土造成地滑動崩落防止工事の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策工事を実施する3地区の地元住民に対し、工事前の住民説明会や個別説明を実施し、工事に対する理解や協力体制を構築することで、円滑な工事着工に繋げることができた。</li> <li>・叶谷地区 R5.10月着工, R6.3末 進捗率22.6%</li> <li>・横山地区 R5.10月着工, R6.3末 進捗率40.0%</li> <li>・鶴田地区 R5.8月着工, R6.3末 進捗率91.0%</li> </ul> <p>【大規模盛土造成地の変動予測調査(モニタリング)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・81箇所の大規模盛土造成地において、新たに早期の第二次スクリーニング調査が必要な盛土はないことを確認した。</li> </ul> <p>②今後の取組方針</p> <p>【大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3地区の工事に対して、適切な施工監理を行い、計画工期内の完了に努める。</li> <li>・今年度内工事完了予定の鶴田地区については、工事完了後すみやかに造成宅地防災区域の指定解除を行う。</li> <li>・(叶谷地区、横山地区は令和7年度工事完了予定。)</li> </ul> <p>【大規模盛土造成地の変動予測調査(モニタリング)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・81箇所の大規模盛土造成地については、地質調査の専門業者と協力しながら、盛土の安定性を継続的に確認する。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
10	ブロック塀等安全対策補助金	Ⅲ-6	危機に対する体制・都市 基盤の強化		ブロック塀等の安全 対策の促進	一般通行の用に供 する道路等に面す る一定の高さを超え る塀の所有者等	・撤去、補強改修・再築 費用の一部補助	計画 どおり	3,901	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全対策の周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀等の安全対策について、自治会回覧や広報紙、市HP等により、広く周知を行うとともに、令和5年10月からは、令和2年度に実施したブロック塀等実態調査の再調査を実施し、ブロック塀等の解体や劣化の進行状況などの最新の実態を把握しながら、危険性の高いブロック塀等の所有者に対して、撤去や改修を直接働きかけた。</li> <li>・地震発生時におけるブロック塀の倒壊被害から市民の生命を保護し、生活の安全・安心を確保するため、ブロック塀等実態調査結果を活用して、危険性の高いブロック塀等所有者に安全対策の重要性を周知啓発していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:効果的な情報発信・制度拡充に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、実態調査結果に基づき、危険性の高いブロック塀等の所有者に対して、補助制度を活用した撤去・改修を働きかけるとともに、通学路のブロック塀等の実態を踏まえた上で、スクールゾーン外の通学路においても補助制度の拡充を検討していく。</li> </ul>	
11	八幡山公園急傾斜地の整備	Ⅲ-6	危機に対する体制・都市 基盤の強化		土砂災害から住民の 生命と財産を守るた めの法面整備	八幡山公園の急傾 斜地	急傾斜地崩壊防止施設 の整備	計画 どおり	255,280	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):八幡山公園急傾斜地整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、八幡山公園東側斜面地2,388㎡の法面工事を実施し、当初より計画していた土砂災害特別警戒区域の法面整備が完了した。⇒住民の生命と財産を守るため、計画的な事業推進が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:国庫補助金の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地の安全対策を着実に推進するため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、財源確保に取り組み、新たに土砂災害警戒区域に指定されたエリアの法面整備や避難路整備を計画的に進め、令和10年度の事業完了を目指す。また、法面整備が完了したエリアの土砂災害特別警戒区域の指定解除に向けた県との調整を進める。</li> </ul>	
12	田んぼダムの普及促進(ソフト)	Ⅲ-6	総合的な治水・雨水対策 の推進		河川の溢水被害の 軽減に向け、水田に 降った雨を一時的に 貯め、河川への流出 抑制を図るもの	・土地改良区 ・農業者	・排水調整マス設置費の 負担 ・土地改良区内に設置 する実施支援員への謝 金の負担	計画 どおり	61,256	R2	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):土地改良区と協力した目標貯留量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区や多面的機能支払交付金活動組織との協力協定に基づき、協力農業者確保に向け、個別説明等を実施し、多くの農業者の理解と協力を得た結果、整備目標を上回る事ができた。</li> <li>・田んぼダム効果を長期的かつ継続的に維持するため、引き続き、土地改良区等及び農業者を支援する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:田んぼダム効果の維持に向けた体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区等と連携した田んぼダム維持管理体制を維持するため、引き続き、農業者による取組継続に向けた支援を行う。</li> <li>・河川課が主催するオープンハウスや下流域に位置する自治会の会合等において、市街地住民に対する田んぼダムの周知を図る。</li> </ul>	
13	田んぼダムの普及促進(ハード)	Ⅲ-6	総合的な治水・雨水対策 の推進		農業者によるあぜ塗 り作業や排水路整備 を促進し、田んぼダ ム効果の維持向上を 図るもの	・土地改良区 ・農業者	・田んぼの貯水力向上 に必要なあぜ塗りに使 用する機械の導入補助 ・農業用排水路整備を支 援する補助事業の補助 内容の拡充	計画 どおり	13,527	R2	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):田んぼダム効果の維持向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田んぼダムに係る補助事業の実施により、普及促進区域における土地改良区や田んぼダム協力農業者のニーズやほ場条件等を踏まえた支援を行い、田んぼダム効果の維持向上を図った。</li> <li>・当該補助事業の活用推進に向け、補助事業の更なる周知や農業者への支援に取り組む必要がある。</li> <li>・田んぼダムの効果が継続・発揮されるためには、あぜ塗り等による畦畔高及び畦畔強度の確保が必須であることから、あぜ塗り機の導入促進に係る当該補助金を継続する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:土地改良区等と連携した補助事業の活用推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>田んぼダム効果の維持向上に向け、引き続き、土地改良区等と連携した事業の周知に取り組むとともに、田んぼダム協力農業者を対象としたチラシ配布等を行い、当該補助事業の更なる活用推進を図る。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
14	道路排水施設整備事業	Ⅲ-6	総合的な治水・雨水対策の推進	好循環P 戦略事業 SDGs	道路冠水箇所の冠水軽減	市民、道路利用者	・道路排水施設の整備	計画どおり	97,040	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):道路冠水の軽減に向けた排水施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、道路冠水軽減対策として、透水性舗装や浸透樹の整備などを計画通り実施した。</li> <li>・近年の台風や豪雨に対して、道路冠水軽減に取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:効率的・効果的な冠水軽減対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路冠水箇所において、地形や排水経路、既存排水施設など状況に応じ、効率的・効果的な冠水軽減対策に取り組んでいく。</li> </ul>	
15	都市基盤河川整備事業	Ⅲ-6	総合的な治水・雨水対策の推進	好循環P	都市基盤河川奈坪川・御用川の浸水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画どおり	318,225	H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害解消に向けた計画的な整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組を推進するため、都市基盤河川奈坪川において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による補助金を活用し、令和6年度の完成に向けて奥州街道に架かる七壺橋の架替え工事を進捗させるとともに、昭和橋の撤去及び護岸工事を実施した。</li> <li>・浸水被害に対して、市民の安全安心を早期に確保するため、引き続き、計画的な整備を推進する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:浸水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤河川奈坪川については、計画的な整備に向けて、地域住民や地権者の理解を得ながら事業推進を図っていく。</li> <li>・都市基盤河川御用川については、県による競輪場通りの拡幅工事の動向を注視しながら適切に対応する。</li> <li>・財源については、時限措置である「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による補助金を最大限活用することに加え、関東治水期成同盟連合会などあらゆる機会を通じて時限措置の延長や補助金の拡充を要望するなど、安定財源の確保に努める。</li> <li>・「総合治水・雨水対策推進計画」の着実な推進に向けて、これまでの取組の評価や浸水被害の早期解消に向けた対策を検討する。</li> </ul>	
16	準用河川整備事業	Ⅲ-6	総合的な治水・雨水対策の推進	好循環P	準用河川・普通河川の浸水被害の解消	流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施	計画どおり	1,677,509	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害解消に向けた計画的な整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組を推進するため、床上浸水が発生している準用河川において、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などによる補助金を活用し、準用河川越戸川バイパスの国道123号横断部の整備を完了させるとともに、準用河川大久保谷地川バイパスの新4号国道横断部のうち、下流部の推進工事が完了し、事業を進捗させた。</li> <li>・五斗内用水や陽北水路について整備を完了し、浸水被害を軽減した。</li> <li>・浸水被害に対して、市民の安全安心を早期に確保するため、引き続き、計画的な整備を推進する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:浸水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点河川である準用河川越戸川バイパスや大久保谷地川バイパスなどについては、計画的な整備に向けて、地域住民や地権者の理解を得ながら事業推進を図っていく。</li> <li>・財源については、時限措置である「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による補助金を最大限活用することに加え、関東治水期成同盟連合会などあらゆる機会を通じて時限措置の延長や補助金の拡充を要望するなど、安定財源の確保に努める。</li> <li>・「総合治水・雨水対策推進計画」の着実な推進に向けて、これまでの取組の評価や浸水被害の早期解消に向けた対策を検討する。</li> </ul>	
17	宅地内雨水貯留・浸透施設設置の促進	Ⅲ-6	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 戦略事業	市民との協働による、雨水の流出抑制と有効利用	市街化区域における一般住宅及び民間事業者や集合住宅、駐車場を所有または占有している者	・雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3(限度額あり)を補助 ・補助制度の周知	計画どおり	4,168	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):雨水貯留・浸透施設設置の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置基数が前年度とほぼ同数であることを踏まえ、更なる市民意識の醸成を図るため、今後も積極的に広報活動を行う必要がある。</li> <li>・事業者による申請件数が伸びなかったことから、事業者に対し、より効果的な広報活動を行う必要がある。</li> <li>・令和5年度より新たに補助対象とした透水性アスファルト舗装について、より効果的な広報活動を行う必要がある。</li> <li>・設置の促進につなげるため、設置者のメリットが分かりやすい広報活動を行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助制度の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の検証や世論調査結果などを踏まえ、市民に向けた周知活動やPR活動を行うほか、事業者対象の広報活動などを実施していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
18	公共下水道雨水整備計画の推進	Ⅲ-6	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 戦略事業	雨水幹線等の整備	公共下水道雨水排水区(市街化区域)の市民	雨水幹線等の整備	計画 どおり	979,582	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に位置付けた鬼怒川排水区の調整池を整備したことにより、道路冠水被害が軽減する見込みである。</li> <li>・雨水幹線の整備にあたっては、放流先である流末の整備と調整を図り、より効果的な整備に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:雨水幹線の着実な整備】</p> <p>今後も、市街化区域における浸水被害を解消するため、浸水実績等を踏まえ、効果的な雨水対策が図れるよう、関連する河川・道路などの事業と連携しながら、雨水幹線の整備に取り組んでいく。</p>	
19	消防力の整備検討	Ⅲ-6	消防・救急体制の充実	戦略事業	効果的・効率的な消防施設整備の検討	消防施設	消防施設整備の検討	計画 どおり	0	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「宇都宮市南消防署整備基本計画」の改定・公表】</p> <p>宇都宮市南部地域での災害対応などの拠点となる施設の整備に向け、令和4年度に定めた「宇都宮市南消防署整備基本計画」を改定し、必要な施設機能の整理とそれに伴う新たな建設予定地を決定した。</p> <p>【②今後の取組方針:整備基本計画に基づく着実な施設整備】</p> <p>地元理解の促進と円滑な用地取得を行うなど、施設の整備を着実に推進し、計画改定に伴い設定した令和10年度の供用開始を目指す。</p>	
20	消防団各分団運営交付金	Ⅲ-6	消防・救急体制の充実	好循環P	消防団員の確保	消防団	消防団の各分団での会議運営・訓練助成	計画 どおり	10,810	S51		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な消防分団活動の支援の実施】</p> <p>それぞれの地域に根ざし、新たな消防団員の確保や育成における主体的な役割を担う各消防分団の運営に要する経費について補助を行い、各消防分団の円滑な活動を促進するための支援を行った。</p> <p>【②今後の取組方針:消防分団活動の継続支援】</p> <p>本市消防防災体制の充実・強化のためには、地域防災の要である各消防分団の活性化が不可欠であることから、今後もその活動に必要な経費等への支援を継続していく。</p>	
21	消防団互助会補助金	Ⅲ-6	消防・救急体制の充実		消防団員の確保	消防団	全団員が加入する消防団互助会への支援	計画 どおり	1,648	S30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮市消防団互助会の円滑な運営の促進】</p> <p>消防団員の活動環境を向上させることを目的として設置されている互助会に対する補助を通して、消防団員の研修及び福利厚生事業など円滑な事業運営を促進するための支援を行った。</p> <p>【②今後の取組方針:宇都宮市消防団互助会への支援の継続実施】</p> <p>消防団員の確保・充実においては、活動環境の向上が必要であることから、引き続き、円滑な互助会運営を促進するため、事業への支援を継続していく。</p>	
22	消防施設整備事業	Ⅲ-6	消防・救急体制の充実	好循環P 戦略事業	消防団施設の整備	消防団施設	消防団詰所新築更新による消防防災体制の充実強化	計画 どおり	256,166	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消防団詰所更新整備事業による未耐震詰所の耐震化の実施】</p> <p>将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ遅滞なく行うことができた。</p> <p>【②今後の取組方針:消防団詰所更新整備事業による着実な未耐震詰所の耐震化の推進】</p> <p>消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、引き続き計画的に未耐震詰所の耐震化を促進する。</p>	
23	火災予防事業	Ⅲ-6	消防・救急体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防の普及啓発</li> <li>・防火意識の高揚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民</li> <li>・幼年消防クラブ員</li> <li>・少年消防クラブ員</li> <li>・女性防火クラブ員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火作品の募集</li> <li>・幼年消防防火のつどい</li> <li>・啓発用ポスター、リーフレットの作成、配布</li> </ul>	計画 どおり	2,461	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):対象者のニーズを捉えた事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火作品、防火標語の募集期間を対象者のニーズに合わせてするなど、柔軟に対応したことにより、多くの作品応募があった。幼年消防防火のつどいは、前年度の縮小規模(感染対策のため)から本来の規模に戻して実施し、事業の目的を達成することができた。啓発用ポスター、リーフレットについては年間の各事業において配布し、火災予防意識の高揚を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:効果的な火災予防と実施手法の調査・研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市においては建物の火災のうち、7割近くが住宅火災となっており、出火原因の多くは「たばこ」、「こんろ」、「電気」と生活と密接に関係するものである。そのため、日頃から市民一人ひとりが、防火に関心を持ち、身近なところから火災危険を減らしていくことが重要であり、引き続き、効果的な啓発活動を実施していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
24	女性防火クラブ助成金	Ⅲ-6	消防・救急体制の充実	好循環P	女性防火クラブ活動の活性化	女性防火クラブ員	・消火競技会の開催 ・消防学校一日入校の開催 ・防火広報の実施 ・役員研修の開催 ・視察研修の開催	計画 どおり	1,350	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):各種研修による防火女性クラブ活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防運動期間中の防火広報は、全39地区の広報を実施することができ、事業の目的を達成することができた。</li> <li>・消防学校一日入校や消火競技会、役員研修、視察研修などの集合研修について、各女性防火クラブ員が積極的に参加し、事業の目的は概ね達成することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続した女性防火クラブ活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性防火クラブは家庭防火の知識を習得し、地域全体の防火意識の高揚を目的に活動しているが、今日においては女性主体の地域防災団体としても活躍していることから、活動費を助成するなど、効果的な支援を継続していく。</li> </ul>	
25	普及啓発事業	Ⅲ-6	消防・救急体制の充実	好循環P	災害時における地域防災力の強化	・市民 ・自主防災会 ・企業、事業所	・役員・リーダー研修会の開催 ・事業所、各地区自主防災会等訓練の支援 ・自主防災会連絡会議の開催	計画 どおり	695	H4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防災リーダー育成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員・リーダー研修会を実施し、防災リーダーの育成支援を行った。また、自主防災会連絡会議では、防災に関する情報共有や各地区の連携強化に努めることができ、事業の目的を概ね達成することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種災害による被害を軽減するためには、自分たちの地域と自らの命を守ること(自助・共助)が重要であり、そのためには、地域防災力の充実強化に向け、防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成、支援が必要であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き普及啓発事業を推進していく。</li> </ul>	
26	自主防災会活動事業補助金	Ⅲ-6	消防・救急体制の充実	好循環P	災害時における各地区自主防災会活動の支援	自主防災会	・各地区防災訓練の開催 ・各地区防災資機材の整備	計画 どおり	3,900	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防災訓練等の指導、助言による自主防災会活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の自主防災会が地域の実情に合った効果的な訓練が行えるよう、企画の段階から積極的に指導、助言を行ったことにより、ほぼ全ての地区で防災訓練や防災セミナーを行ったほか、各地区において必要となる防災資機材の整備や備蓄品の更新を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助金増額による自主防災会防災資機材の拡充支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年1月の能登半島地震及び近年各地で発生している大規模な自然災害を受け、各地区から防災資機材等を一層充実させたいとの要望が高まったことから、自主防災会に対する補助金額を増額し、各地区の防災資機材等の整備を促進させ、防災力向上が図られるよう支援していく。</li> </ul>	拡大
27	消防車両等購入費	Ⅲ-6	消防・救急体制の充実		消防力の充実強化	消防車両	消防車両の整備	計画 どおり	455,334	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な消防車両更新による機能の高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車等11台(常備車両4台、非常備車両7台)の更新を実施したことで、消防車両の機能確保と高度化を図った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:消防車両の継続的な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確実な消防・救急活動の実施及び一層の機能向上を図るため、国の補助金確保に向けた要望活動を積極的に実施しながら、今後も継続し計画的な車両更新の推進に取り組む。</li> </ul>	
28	防火水槽整備事業	Ⅲ-6	消防・救急体制の充実		大震時における消防水利の確保	耐震性防火水槽	市街地において均等に整備する。	計画 どおり	40,590	S25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消防水利の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火水槽3基を整備し、市街地における消防水利の充実強化を図った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:整備計画に基づく事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害等による被害の軽減が図れるよう、計画的に耐震性防火水槽を整備していく。</li> </ul>	
29	水防対策の充実強化	Ⅲ-6	消防・救急体制の充実		水防技術の向上と水防意識の啓発	・消防職員 ・消防団員 ・水防関係機関(国、県、町) ・市民	水防工法や啓発を実施する。	計画 どおり	1,215	S35		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):水防体制の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防関係機関の連携により実践的な訓練を実施し、水防技術の向上と水防意識の啓発を図った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:水防法の定めによる訓練の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な水防工法のほか、簡易的な水防工法や内水はん濫によるボート救出などを実施しながら、市民の水防に対する理解を深め、引き続き水防体制を強化していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
30	消費生活相談事業	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	消費者被害の救済	消費者	消費生活相談の実施	計画 どおり	226	S56	トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 複雑・多様化する相談への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始を除き、毎日、相談窓口を開設していることに加え、関係機関等の研修への参加や外部講師による研修会の実施、相談事例について情報共有するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の向上を図るとともに、インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法や、自然災害の発生に伴う悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行ったことにより、複雑・多様化する相談に適切かつ迅速に対応した。</li> <li>・複雑・多様化する相談に適切に対応するため、相談員の知識の習得や技術の一層の向上が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 相談員の知識の習得や技術の一層の向上、詐欺的商法や自然災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び相談対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、関係機関等の研修への参加や外部講師による研修会を実施するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の一層の向上を図っていく。また、インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法や、自然災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び相談対応に努めていく。</li> </ul>	
31	消費者教育・啓発事業	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	消費生活の安全確保	消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活出前講座の開催</li> <li>・啓発物品の作成、配布</li> <li>・家庭科副読本の作成、配布</li> <li>・家庭の教育手帳の作成、配布</li> <li>・広報紙、新聞広告等による情報提供</li> <li>・SNSを活用した情報発信</li> <li>・各種イベント等での周知</li> </ul>	計画 どおり	1,738	S52		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発、成年年齢引下げに伴う若年層及び市民への周知啓発、詐欺的商法や自然災害の発生に伴う悪質商法等の事例などの情報収集及び消費者への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者月間やイベント等の様々な機会において啓発を行うとともに、高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、新聞広告、ラジオ等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発を行った。</li> <li>・令和4年4月に成年年齢の引下げがあったことから、成年年齢を間近に控えている市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、広報紙、ホームページ、ラジオ等の各種広報媒体を活用した啓発や庁内関係課との連携によるSNSを活用した情報発信を行うなど、多様な手法により、若者が正しい契約に関するトラブルなどについて、若年層を重点的に、広く市民に周知啓発を行った。</li> <li>・インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法や、自然災害の発生に伴う悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 様々な機会を活用した啓発や出前講座等の実施、成年年齢引下げに伴う若年層への周知啓発、詐欺的商法や自然災害等の発生時における消費生活に関する情報収集及び消費者への情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を活用して啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。</li> <li>令和4年4月からの成年年齢引下げから2年が経過したが、引き続き、若者の消費者トラブルを未然に防ぐため、市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、国や県、庁内関係課との連携による情報発信を行うなど、若年層に周知啓発を行っていく。</li> <li>引き続き、インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法や、自然災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び消費者への情報提供を行っていく。</li> </ul>	
32	消費者取引適正化事業	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	消費者の生命・身体・財産の安全確保	三法に規定された製品を扱う販売業者	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づく立入検査の実施	計画 どおり	14	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 立入検査の実施による商品の取引状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の被害防止を図るため、法令に基づき、販売事業者に対して計画的かつ効率的に立入検査を実施し、「特定商品」の表示について適正であることを確認した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 計画的かつ効率的な立入検査の実施と安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施するとともに、法令及び条例に基づき、国や県と連携しながら消費者の安全確保に努めていく。</li> </ul>	
33	特殊詐欺対策事業	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	特殊詐欺被害の未然防止	消費者、特殊詐欺被害防止に取り組む事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発物品の作成、配布</li> <li>・特殊詐欺啓発チラシの作成・配布</li> <li>・「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施</li> <li>・街頭啓発</li> </ul>	計画 どおり	1,869	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 啓発チラシ等の配布、事業者や警察等の関係機関と連携した啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発チラシ等の作成・配布を行うとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店等の事業者と連携した消費者への啓発を実施するほか、警察等の関係機関との連携により啓発事業を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 啓発チラシ等の配布、事業者や警察等の関係機関と連携した被害の未然防止に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、啓発ポスター、チラシ等の配布や、「特殊詐欺被害防止協力店」等の事業者や、警察等の関係機関と連携した被害の未然防止に向けた取組を行っていく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
34	特殊詐欺撃退機器購入費補助金	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	特殊詐欺被害の未然防止	65歳以上の市民	特殊詐欺撃退機器を購入・設置する費用に対し補助金を交付	計画 どおり	8,312	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「特殊詐欺撃退機器」の普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」について、地域や警察、事業者等の関係機関、団体と連携しながら周知するほか、広報紙、ホームページ、新聞広告、ラジオ等の各種広報媒体による周知や、電器店、特殊詐欺被害防止協力店等への協力依頼により、特殊詐欺撃退機器の特徴や、利用者の声を紹介するなど、機器の効果を広く周知した。また、出前講座において、機器の効果を周知するなど、更なる普及促進を図った。</li> <li>・補助金を活用して特殊詐欺撃退機器を購入した方へのアンケート調査において、「撃退機器を取り付けた後、被害に遭った」という回答は全くないという結果が出ており、被害の未然防止につながった。</li> <li>・被害者の多くは高齢者であり、その手段の多くが電話によるものであることから、特殊詐欺撃退機器のより一層の普及促進を図り、被害の未然防止に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:地域や警察、事業者等との連携により機器の効果を広く周知】</p> <p>電話による高齢者への特殊詐欺被害を未然に防止するためには、特殊詐欺撃退機器が有効であり、補助金交付件数が増加しているなど、市民のニーズにも合っていることから、「特殊詐欺撃退機器等購入費補助事業」について、引き続き、広報紙、ホームページ、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体による周知を行うほか、地域や警察、事業者等の関係機関・団体との連携により、機器の特徴やすでに利用している方の「不審な電話が減って安心」などの声や特殊詐欺の事例を紹介するなど、機器の効果を広く周知し、更なる普及促進を図っていく。</p>	
35	計量検査事業	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		適正な計量の推進	計量による取引・証明を行う事業者	計量法に基づく計量検査の実施	計画 どおり	896	S28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):定期検査等の適正な実施による計量器の性能の確認】</p> <p>適正な計量は、適正な商取引の基本であり、健康管理や快適な環境維持など大切な役割を果たしていることから、定期検査や立入検査を実施し、計量器の性能の確認をした。</p> <p>【②今後の取組方針:計画的な定期検査や立入検査の実施】</p> <p>引き続き、計画的に定期検査や立入検査を適正に実施していく。</p>	
36	路上喫煙対策事業	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		路上喫煙による歩行者の被害防止対策の推進	市民、本市の来訪者	・路面標示及び路上喫煙等防止立看板の修繕・指導員や広報紙等を通じた、条例の周知や喫煙マナーの啓発	計画 どおり	484	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):条例の周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の周知啓発については、条例指導員がこれまでの路上喫煙等の多い場所や通行量の多い場所を重点的に巡回するほか、路面標示や啓発看板による周知などにより、路上喫煙等による被害の防止対策を推進した。</li> <li>・また、周知用動画をオリオンスクエアの大型映像装置で放映し、オリオン通り商店街に周知用ポスターを配布した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症5類移行後、人流増加に伴う過剰徴収件数の増加に伴い、中心市街地における更なる路上喫煙等防止対策が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:関係課と連携した啓発活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、条例指導員の巡回等による条例周知を行うとともに、違反者に対しては、今後違反行為をしないよう条例の周知や助言を行っていく。</li> <li>・中心市街地における路上喫煙の状況を踏まえ、指定喫煙所設置について検討を行う。</li> </ul>	
37	防犯灯設置等・管理補助金	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	自治会等が行う防犯灯の設置・維持管理の支援	自治会等	補助金の交付(防犯灯の設置・交換等の補助・電気料相当分等の管理費補助)	計画 どおり	138,971	S42		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):LED化率の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LED防犯灯の設置割合(LED化率)が97%を超え、LED化が着実に進んだことにより、まちの明るさが確保され地域における防犯環境の向上につながった。また、自治会等の防犯灯維持管理に係る負担の軽減に寄与することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:自治会の実情に応じた防犯灯の設置・管理支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、防犯灯の新設や交換等を望む自治会が適切・円滑に設置・管理できるよう、支援に取り組んでいく。</li> </ul>	
38	防犯カメラ設置等・管理補助金	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	自治会や連合自治会が行う防犯カメラの設置・維持管理の支援	自治会等	補助金の交付(設置工事費等の補助・電気料相当分等の管理費補助)	計画 どおり	24,008	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):普及に向けた支援、適切な維持管理に向けたさらなる支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全自治会への補助制度の周知により、新たに19団体52台の防犯カメラ設置が進み、地域の自主防犯活動を補完する取組が推進され、地域における防犯環境の向上につながった。</li> <li>・防犯カメラ設置の補助開始から8年が経過し、カメラ更新の需要が高まる中、地域における防犯機能を維持していくため、地域の経済的負担軽減に向けた支援が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:地域における設置・管理の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度からカメラ更新に係る費用も新たに補助対象とし、全自治会への周知を行うとともに、引き続き、警察と現地立会いのもと、防犯効果の高い場所への設置について助言を行うなど、地域における防犯カメラ設置・維持管理の支援に取り組んでいく。</li> </ul>	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
39	防犯講習会開催事業	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	市民の防犯意識の高揚と防犯知識の普及	市民	防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催	計画より遅れ	384	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防犯講習会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講回数、受講者数は、前年度から増加し、令和2年度(6,141人)の水準まで回復している一方、防犯対策推進計画で掲げる目標までは達成できていない状況であるため、受講者数の増加に向け講座の周知を図るとともに、防犯知識の普及に向け効果的な啓発方法を検討する必要がある。</li> <li>・自転車盗が増加している状況を踏まえ、出前講座時に、自転車への2重ロックを促す、ワイヤーロックを配付した。</li> <li>・金融機関において年金支給日に合わせた広報活動を実施したほか、地域に対して防犯対策に係る啓発動画DVDを配布するなど、啓発活動の充実を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:啓発活動の充実、新たな手法の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性や子ども、高齢者などが被害対象となりやすい犯罪の傾向を捉えた啓発の充実を図るとともに、動画等を活用した啓発活動に取り組んでいく。</li> <li>・講習会1回あたりの参加人数やニーズの変化も踏まえ、参集型(出前講座)以外の啓発活動の手法を検討していく。</li> </ul>	改善
40	暴力団排除対策事業	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		暴力団の排除に関する意識啓発の実施	市民	・青少年への啓発 ・暴力団の公の施設からの利用制限	計画どおり	50	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):青少年への教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団や非行の入口となる、間バイトやSNS犯罪等の啓発動画を新たに県警と連携して作成し、中高生に周知することで、意識の高揚を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市民への広報や青少年への教育等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団の排除に関する施策の推進のため、引き続き警察及び関係団体等と連携し、市民への広報に努めるとともに、青少年への教育等を実施していく。</li> </ul>	
41	地域防犯活動促進事業	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		地域住民による継続的な自主防犯活動の実施支援	・市民 ・事業者	全市一斉防犯活動の推進	計画より遅れ	93	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域における防犯活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区においては、少人数での見守り活動や防犯パトロール等を実施するなど、地域の実情に応じた防犯活動が実施され、地域における防犯上の問題箇所などについて共有や改善が図られた一方、防犯対策推進計画で掲げる目標(2,400人/年度)までは達成できていない状況であるため、参加者数の増加に向け取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:自主防犯活動への継続的な支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた自主防犯活動の実施を支援するため、警察や防犯活動団体等と連携を図りながら、継続的な支援に取り組んでいく。</li> <li>・環境点検活動の参加を呼びかけるとともに、当事業以外の自主防犯活動の支援手法や評価指標を検討する。</li> </ul>	改善
42	宇都宮防犯協会負担金	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		宇都宮防犯協会の運営支援	宇都宮防犯協会	・負担金の交付 ・協会の運営支援	計画どおり	8,842	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮防犯協会の運営支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防犯活動の推進を図る宇都宮防犯協会への負担金の交付により、市内の全小学1年生へ防犯ブザーの配付や功労者表彰が実施されるなど、協会の安定的な運営を支援したほか、地域防犯活動の推進に寄与した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続した宇都宮防犯協会に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、啓発イベントの開催や地区防犯協会との連携など当協会の運営を支援していく。</li> </ul>	
43	(公社)被害者支援センターとちぎ負担金	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		被害者支援センターとちぎの運営支援	(公社)被害者支援センターとちぎ	・負担金の交付 ・パネル展開催の支援	計画どおり	1,074	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):被害者支援センターの運営支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者や家族への相談等の支援を行う被害者支援センターとちぎへの負担金の交付により、団体の安定的な運営を支援したほか、市民ホール等でのパネル展の開催を支援し、犯罪被害者の理解促進に寄与した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続した被害者支援センターとちぎに対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、犯罪被害者等に対する相談業務等や犯罪被害者パネル展の開催などのセンターの運営を支援していく。</li> </ul>	
44	幼児対象誘拐防止巡回指導負担金	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		栃木県防犯協会が行う幼児対象誘拐防止巡回指導に対する活動支援	(公社)栃木県防犯協会	負担金の交付	計画どおり	1,792	H5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):栃木県防犯協会が実施する事業の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯意識啓発事業などを行う栃木県防犯協会への負担金の交付により、幼児誘拐防止教育車(まもるごう)による巡回指導が実施されるなど、幼児や保護者などに対する防犯意識の高揚に寄与した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続した栃木県防犯協会に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、幼児に対する幼児誘拐防止巡回指導など当協会の活動を支援していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
45	交通安全運動の推進	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上	戦略事業	市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	年3回の交通安全運動や普及啓発活動の実施	計画どおり	226	S45	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民一人ひとりの交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守の推進、交通事故の減少に向け、地域や警察等と連携しながら、交通安全運動を実施するとともに、様々な機会を捉えながら啓発を行うことにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることができた。</li> <li>・近隣の高校や各地区交通安全推進協議会と連携し、交通安全街頭活動の実施箇所の見直しを図り、実施した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:地域等と連携した交通安全の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全運動期間に地域や警察、交通安全団体、学校等と連携しながら、街頭活動等を実施していくとともに、高校等と連携しながら、自転車安全利用やヘルメット着用を推進するなど、市民総ぐるみで交通安全意識の高揚に取り組んでいく。</li> </ul>	
46	交通安全教育	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上	戦略事業	交通ルールの遵守及び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	計画どおり	7,605	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児から高齢者までを対象とし、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うことができた。</li> <li>・ライトラインの開業など、本市の社会・交通情勢の変化を捉え、動画やチラシを活用した交通ルールの周知を実施した。周知にあたっては、各種交通安全教室のほか、宿泊事業者やレンタカー事業者などと連携し、市民だけでなく市来訪者に対しても行うことができた。</li> <li>・令和5年4月1日施行の「改正道路交通法」を踏まえ自転車利用者のヘルメット着用を推進するため、市内高校生とヘルメット着用促進PR動画を制作するほか、ヘルメットを提示するとその店舗独自のサービスが受けられる「自転車安全利用応援店」協賛店舗の拡大などに取り組んだ。本市の自転車ヘルメットの着用率は令和5年度市政世論調査において21.6%であり、昨年度警察庁が実施した都道府県別の着用率の調査における全国平均である13.5%(栃木県は13.2%)を上回っているものの、更なる着用率の向上に取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:段階的・体系的交通安全教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各世代の特性に応じた教育を行うとともに、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者を重点的に取り組む対象として、動画やVRなどの手法も交えながら効果的な教育を実施していく。</li> <li>・ライトラインとの交通事故を防止するためには、交通ルールだけでなく事故の発生状況等を踏まえたピンポイントな注意喚起が必要であることから、ドライバー等に対し注意喚起を図る動画を新たに制作するなど、教育資材を充実させ、引き続きライトラインの交通安全教育に取り組んでいく。</li> <li>・自転車安全利用啓発動画のSNS広告への掲載や市公式SNSを通じた情報発信など、教育資材の活用を幅を広げ、自転車安全利用の更なる推進に取り組んでいくほか、ヘルメット着用を促進する「自転車安全利用応援店」事業の周知の強化を図るなど、関係機関や民間事業者が一丸となり市民総ぐるみで自転車利用者の安全意識の高揚を図っていく。</li> </ul>	
47	交通指導員制度	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		通学路における安全確保	児童等	通学路における交通指導員の立哨活動	計画どおり	2,379	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通指導員の配置による通学路の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校時に危険箇所において交通指導員が交通安全指導を行うとともに、学校、地域、警察、道路管理者など関係機関と連携を図りながら交通指導員の適正配置に努めた。また、研修を実施し交通指導員の資質向上に努めるなど、通学路における安全の確保に寄与した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:交通指導員の適正配置と資質向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通環境の変化や通学路合同点検の結果などを踏まえながら、交通指導員の適正配置に努めるとともに、研修の開催等により交通指導員の資質の向上を図っていく。</li> </ul>	
48	交通安全推進協議会連合会補助金	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		地域における交通安全意識の高揚	交通安全推進協議会連合会	補助金の交付	計画どおり	1,756	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域における交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の交通安全活動の中核的な役割を担う交通安全推進協議会連合会が実施している各地区交通安全推進協議会への助成や、交通安全対策消耗品の配付に対して、本補助金を交付し支援を行うことにより、地域の交通安全活動を促進することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:交通安全推進協議会連合会主催事業への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の交通安全活動の充実を図っていくため、今後も継続的に支援していく。</li> </ul>	
49	交通指導員連絡協議会補助金	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		通学路における安全確保	交通指導員連絡協議会	補助金の交付	計画どおり	400	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):通学路における安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通指導員連絡協議会による横断旗の作製や会員の資質向上のための研修の開催について、本補助金を交付し支援することにより、地域の交通安全活動が適切に行われ、児童を中心とした歩行者の安全確保を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:交通指導員連絡協議会主催事業への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通指導員連絡協議会における会員活動の活性化や会員の資質向上を図っていくため、今後も継続的に支援していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
50	自転車放置防止対策事業	Ⅲ-6  VI-13	日常生活の安心感の向上  「自転車のまち宇都宮」の推進		適切な道路通行空間の確保	市民、自転車利用者	・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知 ・市内の自転車放置禁止区域・規制区域内の放置自転車撤去	計画どおり	24,325	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):放置防止指導の実施と駐輪場の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車放置禁止(規制)区域において放置防止指導を実施するほか、市内高等学校の代表が一堂に会する「高校生の交通問題を考える会」において、自転車の放置防止及び駐輪場の利用促進について周知を行った。</li> <li>・放置自転車については「即時撤去」等を定期的実施したところであり、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、人流が回復したことに伴い、令和5年度の放置自転車の撤去台数は昨年度から増加したが、コロナ禍前の令和元年度との比較では減少している。</li> <li>・中心市街地やJR駅周辺では、依然として放置自転車が見受けられることから、放置自転車の更なる減少に向けた対応策を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続的な放置防止対策の実施と駐輪場の利便性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置禁止(規制)区域内の「通常撤去」や「即時撤去」の定期的な実施と併せて、放置防止指導員による巡回指導を継続する。</li> <li>・放置自転車の更なる減少に向けて、駐輪場利用促進の周知強化に努める。</li> <li>・また、令和6年度に駐輪場にキャッシュレス決済を導入し料金支払いに係る利便性を向上させるなど、駐輪場利用促進のための環境を整える。</li> </ul>	拡大
51	交通安全施設整備事業	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		交通事故の防止 通行の安全確保	市民、道路利用者	・交通安全施設の整備	計画どおり	140,081	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通安全施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路通行上、危険な箇所において、道路反射鏡や防護柵、区画線等の設置や、道路の修繕と合わせて区画線の更新など交通安全施設の整備、修繕を実施した。</li> <li>・交通事故を未然に防止するための対策に引き続き、取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針 交通安全対策の継続・推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や警察、学校等の関係機関で実施している通学路合同点検の結果や、地域の実状に合わせた交通安全施設の整備に引き続き、取り組んでいく。</li> </ul>	
52	通学路等整備事業	Ⅲ-6  VI-13	日常生活の安心感の向上  円滑・快適、安全・安心な道路づくりの推進		安全・安心で快適に利用できる通学路等の整備	市民・地権者・通学児童生徒・道路利用者	道路整備・交差点改良・用地取得	計画どおり	143,868			<p>【①昨年度の評価(成果や課題):通学路などの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童や市民の安全で円滑な道路交通のため、通学路として児陽中学校生徒に利用されている市道6193号線の供用を開始するなど、10路線について計画的に事業を推進した。</li> <li>・地域のニーズを的確にとらえ、路線ごとの用地取得状況を踏まえた最適な整備手法の検討や、面的な交通安全対策との連携を行いながら、地域全体において道路利用の安全向上、利便性向上を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:地域の道路利用における安全性・利便性向上に資する道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路合同点検や地域要望の内容を的確にとらえながら、地域全体における道路利用の安全向上、利便性向上を図るため、交通規制や物理デバイスとの組み合わせによる面的整備とも連携するとともに、既に取得している用地を活用した車両退避所や歩行空間整備、既存の道路空間を活用した幅員構成の再配分などを検討し、事業効果の早期発現を図る。</li> </ul>	
53	自転車走行環境整備事業	Ⅲ-6  VI-13	日常生活の安心感の向上  「自転車のまち宇都宮」の推進	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	自転車走行環境の整備	自転車利用者	道路整備・路面標示	計画どおり	131,313	H17	トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全で快適な自転車走行環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」に基づき、自転車走行空間の整備を行い、本計画の目標延長123.3km(令和12年度末)に対し73.1km(進捗率59.3%)の整備が完了し、令和5年度の整備目標(72.9km)を上回るとともに、自転車専用通行帯規制延長(36.3km)についても引き続き全国一位を達成した。</li> <li>・田川サイクリングロードについては、横山橋から城橋まで約1.2kmの整備を行い、整備延長が3.5km/6.9km(整備率:50.7%)となった。</li> <li>・県や周辺他市町と連携して設定した県東モデルルートを活用したサイクルツーリズムの推進を図るため、市道区間における路面表示など整備した。</li> <li>・自転車走行空間については、整備から約20年が経過している路線もあり、一部の路線は老朽化が進行しているとともに、道路交通法の改正等、自転車を取り巻く環境が変化していることから、路面の経年劣化に適切に対処しながら、安全で快適な自転車利用環境の更なる充実が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的な自転車走行環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車走行空間やサイクリングロード、モデルルートの整備を推進するとともに、国のガイドライン改定や今後の道路事業の方針等を示す「道路整備計画」との整合をとりながら、既存の道路空間の再配分も含めた今後の優先整備路線の選定や維持管理について整理し、「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しに合わせて「自転車ネットワーク計画」を改定する。</li> <li>・また、路面の凹凸や表示の剥離などの劣化状況を把握した上で、緊急性や利用者への影響等を踏まえながら、修繕・改良のタイミングにあわせて効率的・効果的に維持管理を行い安全で快適な走行環境を確保していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
54	食品衛生検査施設信頼性確保	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		食品衛生検査施設における信頼性の確保	食品衛生検査施設(衛生環境試験所)	・食品衛生法に基づき、食品衛生検査施設に対し、内部点検及び外部精度管理調査を実施	計画どおり	206	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：食品衛生検査施設の検査データ等の信頼性確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の食品衛生に係る行政検査の信頼性を確保するため、食品衛生検査施設の立ち入り検査を行い、試薬や機器の管理や検査記録等が適切に行われていることを確認した。また、検査結果の正確さやバラツキなどを調査する外部機関の精度管理検査を活用し、信頼性の確保に務めた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：食品衛生検査施設の信頼性確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の安全確保のために行政検査を実施する食品衛生検査施設に対し、定期的に、立ち入り検査や外部の精度管理調査を実施することで、検査データの信頼性を確保する。</li> </ul>	
55	家庭用品検査	Ⅲ-6	日常生活の安心感の向上		乳幼児衣類等の家庭用品における健康被害の未然防止	家庭用品を製造又は販売する事業者	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、乳幼児衣料品等を試買し、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有状況を検査	計画どおり	34	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：乳幼児用衣類など家庭用品の有害物質の検査実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皮膚刺激に敏感な乳幼児への健康被害防止対策に重点をおいた乳幼児用衣類の試買検査を実施し、全てについて有害物質が基準値未満であることを確認できた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：家庭用品の試買検査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用品における健康被害を未然に防止するため、乳幼児衣料品等に含有する有害物質を計画的に試買検査する。</li> </ul>	
56	衛生施設整備事業	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		斎場の整備及び霊園の保全	斎場及び霊園の利用者	・斎場の整備 ・霊園の保全	計画どおり	347,053	T5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：斎場整備費用の支払及び霊園保全状況の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・斎場については、整備費用を支払計画に基づき支払いを行った。</li> <li>・霊園については供用開始から年数が経過していることから、施設の各種改修工事を実施した。</li> <li>・霊園においては、老朽化が進んでいることから、利用者が安全・安心に利用できるよう、保全が必要な箇所を把握し、計画的に修繕する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：霊園保全状況の把握・対応】</p> <p>霊園については、利用者が安全・安心に利用できるよう、保全が必要な箇所を把握し、適切に対応していく。</p>	
57	霊園建設事業	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		市民の墓地需要に見合った安定的な墓地供給	墓地を必要としている市民	霊園の整備	計画どおり	54,007	H4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：墓地の安定的な供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の需要に応じた十分な墓地の空き区画を確保するため、東の杜公園墓域の整備を行い、墓地を安定的に供給した。</li> <li>・令和4年度に委託した「東の杜公園雨水排水計画検討業務」で新たな雨水排水ルートを決定したことから、工実施に必要な変更設計を実施した。</li> <li>・芝生墓地の需要が毎年一定数あるのに対し、和式墓地の需要が減少傾向にあるなど、市民ニーズの変化を的確に捉え、引き続き、計画的な墓域整備を実施する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：市民ニーズ等に対応した墓地の整備】</p> <p>墓地の供給実績や市民ニーズ等を踏まえ、関係課と連携を図り、引き続き計画的に整備していく。</p>	
58	食品衛生監視指導業務	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		食品の安全確保の推進	食品営業施設及び学校、病院、社会福祉施設等の集団給食施設	食品営業施設等の監視及び収去検査(食品抜き取り検査)	計画どおり	3,065	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：効果的な監視指導による食品の安全確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生監視指導計画(年度計画)に基づき、市内流通食品等の収去検査を実施するとともに、食品営業施設を危害度(リスク)別に分類し、監視指導を実施することにより、食品の安全の確保を図った。</li> <li>・令和4年に食中毒発生件数ゼロを達成したが、令和5年には、ノロウイルスによる食中毒3件を含む計4件となったことから、効果的な監視指導に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：効果的な監視指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒発生ゼロを目指し、食中毒の原因ごとに衛生管理のポイントを記したリーフレットを活用し、監視指導を行う。特にノロウイルス対策として、市内で発生した食中毒の発生要因を踏まえた指導により、食品等事業者の衛生知識の向上を図り、食中毒防止対策に取り組んでいく。</li> </ul>	
59	食品健康危害防止対策	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		HACCPによる衛生管理の導入促進	食品等事業者	HACCPによる衛生管理の推進	計画どおり	2,909	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：HACCPに沿った衛生管理の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HACCPに沿った衛生管理の定着の状況を確認するため、大規模食品事業者に対し、監視時にHACCPの運用状況の検証・指導を行い、概ね適切に管理されていた。</li> <li>・中小規模食品事業者に対しては、監視時に衛生管理計画の策定状況や日々の衛生管理記録の取組状況について、「HACCP取組具合点検表」を用いて確認したところ、HACCPに沿った衛生管理が定着していない施設があることから、引き続き、定着支援を行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：食品事業者へのHACCPの定着支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小規模食品事業者に対し、HACCPの考え方に基づく衛生管理の定着を図るため、「HACCP取組具合点検表」を用いた監視指導や食品等事業者向け講習会を開催するとともに、窓口での申請や現地検査、許可書交付時など、あらゆる機会をとらえて継続的にHACCPの導入・定着を支援する。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
60	自主管理体制の強化推進事業	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		食品等事業者の自主衛生管理の向上	食品等事業者	食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施	計画どおり	3,359	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品営業施設における衛生水準の向上を図り、HACCPの普及を一層推進するため、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員に対する研修会や食品衛生責任者講習会を開催したほか、食品衛生指導員による巡回指導を実施したことにより、食品衛生指導員のHACCPへの理解が促進され、食品等事業者の自主衛生管理の向上を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:食品衛生協会と連携した食品等事業者の自主衛生管理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品等事業者へHACCPの考え方などの理解を促進するとともに、自主衛生管理の向上を図るため、引き続き、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導を実施する。</li> </ul>	
61	食品安全知識普及啓発事業	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		食品安全に関する情報提供の推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや情報誌への食品安全情報の掲載</li> <li>出前講座、手洗い教室、食品安全フェア、消費者教室、親子食品安全教室、食品安全講演会、食品安全セミナーの開催</li> </ul>	計画どおり	690	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品安全情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全フェアや食品安全ゼミナールを実施したほか、小中学生に正しい手洗いの重要性の理解促進を図るため、食品衛生協会(手洗いマイスター派遣)と連携し、手洗い教室を実施するなど、市民に対し食の安全に関する正しい知識を普及することができた。</li> <li>家庭での食中毒の未然防止を図るため、SNSを活用するなど、情報提供の拡充を図るとともに、外国人市民や外国人観光客が増加していることから、外国人への食中毒予防に関する情報発信を強化する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市民への衛生知識の普及啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対し、食の安全に関する正しい知識の普及促進を図るため、引き続き、食品安全フェアや食品安全ゼミナールなどを開催するとともに、出前講座に、食べ残した料理の持ち帰りなどによる食中毒の未然防止を図るため、食品の衛生的な取扱いを盛り込むなど内容の充実を図る。</li> <li>関係課と連携し、外国人や子育て世代に向け、食中毒予防に関する情報を目にする機会を増やすなど、SNSを活用した啓発手段の拡充を図る。</li> </ul>	
62	生活衛生関係施設の監視・指導	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画どおり	341	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):監視・指導の定期的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生関係施設への監視と浴槽水のレジオネラ属菌検査について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中で浴槽水からレジオネラ属菌が検出された施設に対して、改善指導を行い施設の衛生状況等の確保が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:衛生的な生活環境の確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の快適で衛生的な生活環境の確保を図るため、引き続き、営業施設の監視指導を定期的実施する。</li> </ul>	
63	水道施設に対する監視・指導	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		施設の衛生状況等の改善	専用水道、簡易専用水道、小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸の設置者	水道施設の衛生状態及び水道水質の確認及び指導の実施	計画どおり	112	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):監視・指導の定期的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の監視について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中で水質検査の頻度などの管理不備が判明した施設に対しては、改善指導を行い施設の衛生状況等の確保が図られた。</li> <li>簡易専用水道については、設置者による自主的な法定検査の受検率向上が課題となっている。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:飲料水の安全確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の安全確保を図るため、引き続き、水道施設の監視指導を定期的実施する。</li> <li>簡易専用水道の設置者による法定検査の受検率の向上に向けて、施設の現状確認と台帳整理を進め、未受検施設の設置者に対し、通知等により受検を促す。</li> </ul>	
64	建築物の衛生的環境の確保対策事業	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		建築物の衛生的環境の確保	特定建築物(大規模建築物)、建築物の衛生管理にかかる清掃業者・水質検査業者・貯水槽清掃業者等の登録業者	特定建築物の衛生状態、冷却塔のレジオネラ属菌の検査及び登録業者の機器の保管状況等の確認	計画どおり	162	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):立入検査、報告の徴収の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定建築物への監視と冷却塔のレジオネラ属菌検査について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中で冷却塔水からレジオネラ属菌が検出された施設に対して、改善指導を行うなど建築物の衛生的環境の確保が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:特定建築物の衛生的環境の維持、向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の衛生的環境の確保を図るため、計画的に特定建築物の監視指導やレジオネラ属菌検査等を実施する。</li> </ul>	
65	衛生害虫に関する指導・啓発事業	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画どおり	341	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):衛生害虫の防除知識の普及啓発による感染症や事故の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民等へホームページ等を活用して蚊・毛虫・ハチなど衛生害虫の防除知識を普及啓発したほか、相談に適切に対応し、衛生害虫による事故の発生を未然に防止することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:所有者等による自主的な衛生害虫の駆除の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生害虫による事故防止や蚊媒介感染症発生防止のために、引き続き、衛生害虫の防除知識の普及啓発に加え、苦情相談があった土地・家屋については、現地確認と必要に応じて関係部局と連携し、その所有者や管理者へ自主管理を促す。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
66	飼えなくなった犬猫などの引き取り	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫等の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画どおり	5,606	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正飼養、終生飼養の普及啓発による引取り数の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い主に対し、犬猫の健康と安全に気を配り、不妊去勢手術を実施することや、近隣に迷惑をかけることのないよう適正に飼養する「適正飼養」、犬猫が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の普及啓発を実施したことにより、犬猫の引取り数の削減が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:飼い主への適正飼養、終生飼養の啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬猫の引取り数の削減のために、引き続き、犬猫の正しい飼い方教室を開催するなど、適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施する。</li> </ul>	
67	飼い犬等の不妊手術費補助金	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		犬猫の繁殖制限の推進	不妊手術を受けた犬・猫の飼い主	不妊手術費に対する助成金の交付	計画どおり	5,860	H7		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正飼養の意識の醸成と不妊手術の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬猫の飼い主の繁殖制限などの適正飼養意識を醸成し、不妊手術費に対する助成制度を周知することにより、市民が補助金を利用し、飼い犬等の不妊手術を実施したことで、犬猫の繁殖制限の推進が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:助成制度の利用促進の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬猫の繁殖制限の推進のために、引き続き、適正飼養の意識を高めるとともに、ホームページや広報紙等を活用して助成制度を周知し、適切に補助を実施する。</li> <li>・不用意な繁殖を防止するため、犬猫の飼い主に対して、不妊手術の必要性、重要性を周知していく。</li> </ul>	
68	栃木県動物愛護フェスティバル開催負担金	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		動物愛護の普及啓発の推進	市民	動物愛護フェスティバルの共催	計画どおり	400	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護フェスティバルの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護フェスティバルを栃木県や県獣医師会と連携して開催し、多くの市民が当該イベントに参加することにより、動物愛護思想の普及・啓発の推進が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:関係機関等と連携した効果的な啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護思想の普及啓発の推進のために、引き続き、関係機関等と連携して効果的に動物愛護フェスティバル実施する。</li> </ul>	
69	狂犬病予防対策	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		狂犬病発生による健康被害の防止	犬(野犬・飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画どおり	7,354	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種等の促進と犬の捕獲の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の登録や狂犬病予防注射の促進のほか、野犬を捕獲することにより、狂犬病発生による健康被害の防止が図られた。なお、捕獲犬の飼い主へ返還頭数は44頭(返還率86.3%)で、その他は全て新しい飼い主へ譲渡された。</li> <li>・予防注射頭数は減少傾向であり、海外からの狂犬病侵入時のまん延防止のためには予防注射の接種率向上が課題となっている。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:狂犬病予防接種率の向上の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・狂犬病発生による健康被害の防止のために、引き続き、犬の登録、予防注射の接種を促進するとともに、市内の野犬(徘徊犬を含む)の捕獲を実施する。</li> <li>・予防注射の接種率向上に向けて、未接種犬の飼い主へのはがき送付、市ホームページや広報紙への掲載など、犬の接種率の低下がもたらす人への影響をわかりやすく周知することなどにより、予防注射の接種を促す。</li> <li>・また、ペット防災の周知啓発の中で、安全な避難所生活を送るため犬の狂犬病予防注射の接種の必要性を周知していく。</li> </ul>	
70	動物愛護推進事業	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		動物愛護の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	23,940	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護の普及啓発と収容動物の譲渡促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護センターを会場として、犬の正しい飼い方教室等を開催し、動物愛護の普及啓発を図るとともに、週末譲渡会を開催し、譲渡機会の拡大を図った。併せて、SNSを利用して収容動物の新しい飼い主探しや動物愛護の普及啓発を実施した。</li> <li>・ミルクボランティア事業(獣医師会加入の協力動物病院で生まれてまもない子猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらう取組)は令和4年度に引き続き、市のふるさと納税制度を活用することにより、子猫の生存機会の拡大が図られ、新しい飼い主への譲渡へつながった。</li> <li>・飼い主が自らの責任のもと、適切にペットと同行避難するなど発災時に対応できるよう、えさの備蓄や、他人と過ごす避難所生活を想定したしつけの実施など、日頃からの備えについて、啓発を行った。</li> <li>・飼い主のいない猫に起因する問題を抱えている地域の現状や課題を把握し、地域猫活動について、チラシ等を活用し普及啓発を行っているが、相談や苦情が依然として多く寄せられていることから、この活動を地域主体で取り組めるような仕組みが必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:関係者と連携した動物愛護の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護センターを活用した犬の正しい飼い方教室等や譲渡会の実施に加え、SNSなどを利用した多角的な情報発信により、動物愛護の普及啓発と譲渡事業を推進し、犬猫の殺処分ゼロを目指す。</li> <li>・ミルクボランティア事業については、引き続き獣医師会と連携のもと、市のふるさと納税制度を活用し、安定的な事業運営を図る。</li> <li>・発災時同行避難など適切に対応できるよう、飼い主に対し、ペットのしつけや狂犬病予防注射などの健康管理、備蓄品の確保などについて、市主催の総合防災訓練等のほか、広報紙へ掲載するなど、普及啓発を実施する。</li> <li>・飼い主のいない猫に起因する生活環境の悪化を防ぐため、地域主体の地域猫活動が円滑に行えるよう、獣医師会や動物病院と連携した仕組みづくりについて検討していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
71	負傷動物の収容	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		所有者等への返還、譲渡等による当該犬猫の生存の機会拡大	負傷または疾病にかかった動物(犬、猫等)	動物の収容及び応急処置	計画どおり	308	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):負傷動物の収容と応急処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の場所で疾病にかかったり、負傷した犬猫等の動物の収容や応急処置をすることにより、所有者等への返還や譲渡等による当該犬猫の生存機会の拡大が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:負傷動物の収容等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護及び生命尊重の理念に基づき、引き続き、負傷または疾病にかかった動物を適切に収容し、必要に応じて応急処置を行い、所有者等への返還や譲渡へ繋げる生存機会の拡大を図る。</li> </ul>	
72	食品衛生検査事務	Ⅲ-6	快適で衛生的な生活環境の確保		食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データを提供し、関係課の業務を科学的根拠により支援する。	食品衛生対策所管課	食品の安全性を確認するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	15,138	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生検査の項目拡充及び精度の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品中の細菌や添加物等の基準適合検査等について、迅速かつ正確に実施するなど、依頼課の食品安全確保対策を円滑に支援できた。また、腸管出血性大腸菌(O157等)の遺伝子解析検査法を確立し、検査項目を拡充したことに加え、農産物等における残留農薬の効率的な検査法の検討やタール色素の確認試験(LCMSMS法)などの調査研究に取り組むことにより、検査精度や信頼性の向上を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:試験検査の充実と調査研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政指導等に必要な検査データを依頼課に提供し、食品安全確保対策を科学的に支援できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和2年度~6年度)に基づき、病原大腸菌及びE. albertiiに係る同時検出検査法を確立するとともに、国の「食品中の食品添加物分析法の妥当性確認ガイドライン」に基づき、食品ごとの食品添加物検査の妥当性確認を実施するなど、引き続き、試験検査の充実や調査研究の推進に取り組んでいく。</li> </ul>	
73	上河内梵天祭り交付金	Ⅲ-7	地域主体の協働によるまちづくりの促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が一体となったまちづくりの推進及び地域活性化の促進</li> <li>・文化の力を生かしたまちづくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祭りへの参加者及び地域住民</li> <li>・梵天祭りへの来訪者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三百五十有余年の歴史を持つ、市を代表する伝統行事である梵天祭りの開催を実行委員会において実施</li> </ul>	計画どおり	2,052	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域一体のまちづくり、地域活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者が見物するメインの通りについては、令和4年度から引き続き梵天の隊列と間隔の取れる幅員の通りで開催したほか、昨年度は羽黒山山頂とメイン会場、駐車場を巡回するバスを運行させ、来場者の利便性の向上を図った。</li> <li>・梵天奉納団体は令和4年度より増加し6団体(本祭4団体)が参加し、沿道や梵天を奉納する羽黒山山頂では地域住民や来訪者など約2万人が見物し、賑わいを見せた。</li> <li>・祭りの賑わい創出と参加団体の活動活性化のため、梵天祭りを盛り上げるための講演会を開催し、専門家の講演のほか、専門家を交えて各団体代表等がディスカッションを行った。</li> <li>・持続可能な祭りとするため、参加者の確保に向けた取組を継続する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:地域一体のまちづくり、地域活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市を代表する地域一体の祭りとして、また祭りの魅力を再度高めるため、昨年度参加しなかった地区内の奉納団体関係者へ、祭りへの参加を働きかけるほか、高齢化により減少しつつある梵天の担ぎ手を新たに確保するため、地域外からも参加者を募るなどの、地域間交流も併せて図っていく。</li> <li>・参加団体をコロナ禍以前(12団体)のレベルまで増やしていくとともに、来訪者数も最盛期の約8万人を目指すため、従来の広報媒体のほか、市や地域団体のSNS等も活用し、市内外に事業の周知を図る。</li> </ul>	
74	集団広聴事業(まちづくり懇談会等)	Ⅲ-7	市政への理解と参画の促進		市民の市政への参画の促進	市民	地域まちづくり組織との共催による「まちづくり懇談会」や、気軽に市長と語りあう「市長とトーク」を実施	計画どおり	328	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):若い世代からの意見聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市公式Xや市公式LINEでの周知、市内の高校・大学へのポスター掲示依頼など、若い世代への周知を強化し、若い世代からの意見聴取を図った。</li> <li>・「まちづくり懇談会」については、地域への事前説明において、若い世代の積極的な参加を依頼するなどし、2地区(城山、姿川)で中学生からの意見発表に繋がった。</li> <li>・「市長とトーク」については、4回の開催予定に対し、「高校生」対象及び「一般(2回目)」対象の2回は応募がなかったため実施に至らなかった。</li> <li>・引き続き、若い世代への周知強化を図るほか、「市長とトーク」について、若い世代も参加しやすい実施方法の見直しを図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:若い世代の参加促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「まちづくり懇談会」については、引き続き、SNS等による情報発信や地区内の関係団体(育成会やPTAなど)への呼びかけを行うほか、他地区における若者参加の事例紹介を行い、若い世代の参加促進を図る。</li> <li>・「市長とトーク」については、引き続き、SNS等による情報発信を行うほか、高校生や大学生などが参加しやすくなるよう、実施方法の見直しを行う。</li> </ul>	
75	市政情報コールセンター事業	Ⅲ-7	市政への理解と参画の促進		市民サービスの向上	市民	市政情報に関する定型的な問い合わせに対応するコールセンターを設置し、対応マニュアルとなる「よくある質問(FAQ)」等により、市民からの問い合わせに回答	計画どおり	313	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民に提供する情報の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「よくある質問(FAQ)」について、インターネット上でも情報を取得できるよう、市ホームページ上で公開した。</li> <li>・FAQを活用することで、市民からの問い合わせに対し、適切かつ迅速に対応した。(ワンストップ率100%を達成)</li> <li>・FAQについて、新規事業や見直しがあった事業等に関する問合せにも適切に対応できるよう、適正に管理を行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:FAQの適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FAQの実効性を高めるため、新規事業や見直しがあった事業等について、内容の充実や修正を行うよう、各所管課へ働きかけを行うなど、FAQの適正管理に努める。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
76	宮だより(ふれあい通信, 市長へのメール, 市長へのファクスなど)事業	Ⅲ-7	市政への理解と参画の促進		市民の市政への参画の促進	市民	ふれあい通信(手紙等), 市長へのFAX, 市長への電子メールにより市民からの声を聴取	計画どおり	4	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 迅速かつ丁寧な対応・回答に向けた新たな取組の実施, 意見の公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寄せられた市政に対する意見等については, 全庁的な協力を得ながら, 迅速かつ丁寧な回答作成に取り組んだほか, 意見数等をまとめた「市民の声」をホームページ上に公開した。</li> <li>若年層の意見を聴取するため, 「市長への電子メール」に若年層専用の入口として「miyaユースポスト」を設置(令和6年3月25日～)した。</li> <li>「miyaユースポスト」の活用促進に向けて, 周知を強化する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 迅速かつ丁寧な対応・回答の実施, 意見等の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寄せられた意見に対し, 迅速かつ丁寧に対応するために, 引き続き, 全庁的な協力を得ながら取り組むとともに, 多くの市民に影響のある意見・回答等については市ホームページで公開する。</li> <li>宮だよりで寄せられた意見等の効果的な活用に向けて, 「kintone」を活用し, 市民のニーズ・意見等を集約するほか, 意見等の傾向を調査・分析する。</li> <li>「miyaユースポスト」について, SNSを活用した周知のほか, 学校や若年層が多く集まる公共施設へのポスター掲示を行い, 気軽に意見を寄せられるツールであることを案内することにより, 定着化を図る。</li> </ul>	
77	パブリックコメント制度	Ⅲ-7	市政への理解と参画の促進		市民の市政への参画の促進	市民	計画等の最終的な意思決定前に計画案を公表し, 郵送・FAX/電子メール・持参による意見等を考慮した計画策定を行うとともに, 意見等の概要や市の考えなどを公表	計画どおり	0	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 市民への積極的な周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民主体のまちづくりの実現に向け, 計画等についてより多くの市民から意見をいただけるよう, 積極的にパブリックコメントを実施したが, 実施期間(公表期間)が短いケースも見受けられたことから, これを是正する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 適正な実施期間の庁内周知強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的なパブリックコメントの実施に向けて, 要綱に基づいた実施期間とするよう, 全庁的な周知強化を図る。</li> </ul>	
78	市政世論調査事業	Ⅲ-7	市政への理解と参画の促進		市民の市政への参画の促進	宇都宮市に居住する満18歳以上の市民(住民基本台帳から5,400人を無作為抽出)	政策の満足度・重要度や各課の課題について調査項目を作成し, 郵送調査。集計・分析の実施	計画どおり	3,901	S43		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 調査結果の公表, 回収率約50%の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査結果をホームページで公表したほか, 広報紙において, 調査結果を踏まえた市の取組事例の紹介を行った。</li> <li>調査の信頼性を高めるため, 調査対象者数を増加(4,500人→5,400人)するとともに, 対象年齢の上限を撤廃した。</li> <li>回答しやすい環境を整えるため, 平成27年度から, 郵送とインターネットによる回答を併用しており, 令和5年度からは, 調査票を送付する際, インターネット回答を促す案内チラシを同封したが, 回収率が微減(48%→45%)したため, 引き続き, 回収率向上に向けた取組を行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 回収率向上の取組の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き, 郵送とインターネットを併用し, リマインダー(回答者へのお礼, 未回答者への催促)を活用するほか, わかりやすい質問文にすることで, 回答者の負担軽減を図るなど, 回収率の向上に向けた取組を行う。</li> </ul>	
79	無料法律相談事業	Ⅲ-7	市政への理解と参画の促進		市民の利便性の向上	近隣のトラブルや家庭問題等を抱え, 弁護士の助言を必要としている市民	月2回無料法律相談を実施	計画どおり	3,300	S42		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 市民の専門相談機会の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各回の定員と申込者数が概ね同数であり, また, 相談結果についても, 利用者が概ね満足しているなど, 市民ニーズに対して十分に対応している。</li> <li>引き続き, 市民ニーズに応じた相談会を実施する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 関係機関と連携した相談事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の相談機会の場を提供できるよう, 引き続き, 社会情勢の変化を注視し, 市民ニーズに応じた相談会を実施する。</li> <li>引き続き, 市民の問題解決の糸口を探る場となるよう, 委託先の栃木県弁護士会と連携し, 無料法律相談を実施する。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
80	広報紙等の発行事業	Ⅲ-7	市政への理解と参画の 促進		広報・広聴事業の充 実	市民	広報紙を発行する。その 他(点字広報、声の広 報、暮らしの便利帳、航 空写真)	計画 どおり	124,220	S25	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):全市民に対する市政情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰にでも見やすいレイアウトやイラストの活用などにより、市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」紙面構成を意識した情報発信に取り組めた。</li> <li>・より効果的に情報が伝わるよう、高齢者向けの情報は文字を大きくしたり、若年層向けの情報はQRコードを活用したりするなど、市政情報を伝えたい年代に応じたページ構成の見直しを図った。</li> <li>・新聞折込により市内各世帯に配布するとともに、新聞未購読世帯や視覚障がい者(点字版・音声版)への郵送のほか、市ホームページでPDF版・音声版・テキストデータを掲載するなど、多様な手法で市政情報を発信できた。</li> <li>・広報紙の掲載情報を、市公式X(旧Twitter)で配信することで、より幅広く、市民に対して市政情報を発信できた。(R4.9月～10件/月)</li> <li>・今後も引き続き、分かりやすい紙面の作成や、様々な媒体との連携など、効果的な情報発信手法に取り組み必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:各種広報媒体を活用した「伝わる」広報の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある広報紙にするため、読者の声を踏まえ、イラストや写真などを活用するなど読者ファーストを意識した魅せる紙面構成や多様な市民ニーズに対応した情報の提供に努める。</li> <li>・広報紙を入手していない世帯等に対する、各種広報媒体を活用した情報発信の更なる充実について検討する。</li> <li>・より見やすい広報紙を作製するため、先進事例調査や、民間のノウハウを活かした紙面構成についての検討・整理を行っていく。</li> <li>・市政情報への興味関心をより高めていくために、今後も市公式LINEやX(旧Twitter)等を活用するなど、広報紙の情報発信の強化に取り組んでいく。</li> </ul>	
81	ホームページによる広報事業	Ⅲ-7	市政への理解と参画の 促進		広報・広聴事業の充 実	市民(ホームページ 等が見られる環境 にある市民)	ホームページ等情報発 信	計画 どおり	7,173	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):使いやすく詳細な情報を即時に提供できるホームページの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての人に使いやすく、本市の魅力や特色がよく伝わり、災害や緊急時の対応に強いホームページへのリニューアルを行った。</li> <li>・さまざまな媒体で情報発信できるよう、市ホームページとLINEの連携システムを構築した。</li> <li>・市ホームページにおいて、災害情報や物価高騰対策等の緊急・重要情報をトップページに掲載することで、市民等に対する確実な市政情報の周知を図り、行動の変容を促した。</li> <li>・今後も、時宜を捉えた記事の選定や、効果的に伝えるレイアウト等の見直しについて検討する必要がある。</li> <li>・ホームページを軸とした一体的な情報発信を図るため、各媒体との連携をさらに強化していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:検索性や閲覧しやすさの向上に資する改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等の際は、市民に迅速・円滑に分かりやすく情報提供ができるよう、適宜、ホームページを災害版に切り替えるなど、適切な対応を行う。</li> <li>・検索エンジン等において、利用者が必要な最新の情報に辿り着けるよう、引き続き、「伝わる」広報マニュアルを活用した職員研修等を行うなど、より一層「伝わる」情報発信に向けて取り組む。</li> <li>・わかりやすく情報発信できるよう、利用状況を分析しながら、継続的なレイアウト等の見直しを行っていく。</li> <li>・市政情報を迅速かつ確実に届けることができるよう、各媒体との連携強化を図っていく。</li> </ul>	
82	テレビ・ラジオ広報事業	Ⅲ-7	市政への理解と参画の 促進		広報・広聴事業の充 実	市民	テレビ(とちぎテレビ、 ケーブルテレビ)、ラジオ (栃木放送、エフエム栃 木、ミヤラジオ)により、市 民が必要とする市政情 報(行事、催し、生活情 報)等を提供	計画 どおり	30,255	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):テレビ・ラジオの特性を生かした広報の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ・ラジオを有効に活用し、映像や音声により情報を発信し、全ての市民が様々な広報媒体から手軽に情報を入手できるよう、取り組んだ。</li> <li>・今後は、視聴者の拡大を図るため、ターゲットに合わせた放送スケジュールの見直しなどを検討する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:テレビ・ラジオの特性を生かした情報提供の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ・ラジオは聴覚障がい者や視覚障がい者へも情報提供が可能な媒体であることから、引き続き、それぞれの特性を生かした効果的な情報提供を行っていく。</li> <li>・「伝わる」広報の推進を図るため、市民の属性や情報の特性に応じ、各媒体と連動した情報発信を行うなど、各種広報媒体の効果的な活用方策について検討する。</li> <li>・テレビやラジオについて、引き続き、各種広報媒体における周知に努めるとともに、時宜を捉えたテーマの選定や放送時間の見直しによる新たな視聴者の獲得を図るなど、更なる市政情報発信の強化に取り組んでいく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
83	戦略的な広報の推進	Ⅲ-7	市政への理解と参画の 促進	戦略事業	市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」広報の確立	・市民 ・市職員	「伝わる」広報の実現に向けて、広報アドバイザーを活用しながら、戦略的に広報活動に取り組む。 ①効果的な広報ツールの活用 ②重要施策や緊急案件等の一体的・集中的な広報 ③職員の広報スキルの向上	計画どおり	31,584	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「伝わる」広報の実現】</p> <p>○効果的な広報ツールの活用 ・市ホームページ及びLINEにおいて、利用者にとってより利便性が向上するようリニューアルを行うとともに、新たに両者の連携システムを構築した。 ・デジタルサイネージにおいて、設置場所の特性に応じた情報発信を行うことで、市民への効果的な情報発信を行うことができた。また、令和6年3月からライトライン停留所等、新たな設置箇所でも放映を開始し、より多くの市政情報の発信に取り組んだ。 ・今後も、ホームページ利用者が欲しい情報に容易に辿り着けるよう、分かりやすいページ作りに取り組むとともに、利用者が必要な情報をより迅速に取得できるよう、ターゲットに合わせた情報発信ツールの活用や媒体間の連携を図るなど、戦略的な情報発信に取り組む必要がある。</p> <p>○重点施策や緊急案件等の一体的・集中的な広報 ・ライトラインの開業において、各媒体の特性を活かし、一体的・集中的な情報発信を行った。 ・デジタルマーケティングの専門的知識を有する広報アドバイザーを活用し、ホームページリニューアルや、庁内において分かりやすいホームページの作成、SNSの活用方法など、効果的な情報発信に関する助言・支援を行うことができた。 ・今後は更に、庁内における広報活動に対して、広報アドバイザーを活用した助言・支援に取り組む必要がある。</p> <p>○職員の広報スキルの向上 ・「伝わる」広報マニュアルを活用した庁内研修を実施することにより、効果的な広報手法の周知などに取り組むことができた。 ・広報媒体の効果的な活用について、マニュアルを用いた周知に取り組むなど、引き続き、職員の広報スキルの向上を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:各種広報媒体を活用した「伝わる」広報の更なる推進】</p> <p>○効果的な広報ツールの活用 ・SNSのプッシュ型通知の取り組み強化や、デジタルサイネージに加え新たにライトラインの活用など、多様な広報媒体を活用するとともに、媒体間の連携を図ることにより、引き続き、市政情報の発信を強化していく。</p> <p>○重点施策や緊急案件等の一体的・集中的な広報 ・引き続き、広報アドバイザーの活用を庁内へ呼びかけるとともに、関係部署への適切な助言・支援を行う。</p> <p>○職員の広報スキルの向上 ・「伝わる」広報マニュアルのブラッシュアップを行うとともに、マニュアルを活用した庁内研修を実施することにより、職員の更なる広報スキルの向上を図る。</p>	拡大
84	人権・平和啓発活動事業	Ⅲ-7	かけがえのない個人の 尊重	好循環P 戦略事業	人権・平和に対する意識高揚	・市民、市内小学生、市内企業、市職員	・市民向け啓発事業の実施 ・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配付) ・LGBTQに関する理解促進 ・デジタルサイネージを活用した平和都市宣言の周知 ・教育参考資料「かがやき」の配布	計画どおり	1,217	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):意識向上や理解促進のための周知啓発の実施】</p> <p>・人権擁護委員と連携し、人権週間におけるパネル展示等の啓発を行うほか、市ホームページや広報紙等において、インターネット上における誹謗中傷や性的マイノリティの方々への偏見や差別防止を呼びかけることにより、人権意識の向上に取り組んだ。 ・LGBT理解増進法の施行により、多様な性への社会的関心が高まる中、多様な性に関する啓発セミナーやパンフレットの作成・配布により、市民や企業のほか、思春期が始まる年代の小学生を対象にLGBTQなどへの理解促進を図ることができた。 ・SNS等による人権侵害など人権問題が多様化・複雑化していることに加え、多様な性への社会的関心が高まっていることから、更なる人権に対する理解促進や意識向上が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:効果的な周知啓発の実施】</p> <p>・市民の人権意識の向上を図り、あらゆる差別や偏見等をなくするため、引き続き、講座の開催や社会のデジタル化に対応し、デジタル版パンフレットの作成・配布に取り組むとともに、人権擁護委員とも連携し、広報紙や動画、啓発カード等を活用しながら、児童生徒への周知啓発に取り組む。 ・また、LGBTQに関する更なる理解促進を図るため、引き続き企業に対しては、経済団体等と連携を図りながら、啓発セミナーやパンフレットの作成・配布に取り組む。 ・小学生向けにはデジタル版パンフレットの作成・配布に取り組むとともに、啓発カードを配布し、理解促進に取り組む。 ・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」について、ジェンダー平等の実現を掲げるSDGsへの対応などの社会情勢の変化を踏まえ、小学校の教員や学識経験者などの意見を聞きながら、現状に即した内容や表現に改定を行う。 ・SNS等による人権侵害などに対しては、引き続きスマートフォンの適正な利用に対する周知啓発に取り組む。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
85	平和のつどい実行委員会交付金	Ⅲ-7	かけがえのない個人の 尊重		平和の尊さに対する 意識高揚	平和のつどい実行 委員会	・平和のつどいの開催 ・市立小中学生に対し、 「平和啓発動画」の視聴 を依頼 ※平和啓発動画:「宇都 宮空襲の記憶 未来へ つなぐ」、「平和語り継 ぎ・語り部講演会」、「平 和親善大使広島派遣事 業」 ・平和啓発パネル展	計画 どおり	370	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 平和のつどいの4年ぶりの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平和のつどい」については4年ぶりに開催し、市民への周知啓発を行ったことにより、当日は240名の来場者があり、アンケートでも好評を得た。</li> <li>・また、より多くの小中学生に効果的な啓発を行うため、これまでに作成した「平和啓発動画」を夏休み期間に自宅でタブレットにより視聴してもらうことで、平和意識の醸成を図ることができた。</li> <li>・戦後80年近くが経過し、戦争体験者の高齢化が進んでいることから、今後も戦争の記憶や平和の尊さを次世代に継承していけるよう、取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 平和意識醸成のための事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対しては、市民一人ひとりの平和意識の醸成を図るため、引き続き平和に関する映画上映やパネル等による啓発展示を行う「平和のつどい」の開催に取り組む。</li> <li>・また、「平和啓発動画」の活用や平和啓発パネル展の実施により、市民一人ひとりへの平和意識の醸成に継続的に取り組む。</li> <li>・平和のつどいの実行委員会を構成する民間団体においても高齢化が進んでおり、支援していく必要があることから、関係機関と意見交換を行いながら次世代に継承していくための取組について検討を進める。</li> </ul>	
86	平和親善大使広島派遣事業交付金	Ⅲ-7	かけがえのない個人の 尊重		平和教育の推進	市内中学生	・市内の市立中学生を平和親善大使として広島市に派遣 ・市立小中学生に対し、「平和啓発動画」の視聴を依頼 ※平和啓発動画:「宇都宮空襲の記憶 未来へつなぐ」、「平和語り継ぎ・語り部講演会」、「平和親善大使広島派遣事業」 ・被爆体験伝承者等派遣事業	計画 どおり	2,815	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 平和親善大使の4年ぶりの派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4年ぶりに広島市への派遣事業を実施するとともに、派遣生徒による学校での報告等を行うことにより、多くの生徒に広く啓発し、平和の尊さへの思いの継承が図られた。</li> <li>・また、小中学校の授業や夏休み期間に、「平和親善大使広島派遣事業」の動画を視聴してもらうなど、若年層への平和意識の醸成を図った。</li> <li>・市内小学校9校、中学校2校において広島平和祈念館の「被爆体験伝承者等派遣事業」を活用した講話を実施し、児童生徒の平和意識醸成を図った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 平和意識醸成のための事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広く平和意識の醸成を図るため、広島市の受入れ状況等を踏まえ、教育委員会と連携しながら引き続き派遣事業の実施に向け取り組む。</li> <li>・また、平和啓発動画や「被爆体験伝承者等派遣事業」について、市内の全小中学校における活用を促し、継続的に小中学生に対する平和意識の醸成を図る。</li> </ul>	
87	平和啓発事業推進補助金	Ⅲ-7	かけがえのない個人の 尊重		平和の尊さに対する 意識の高揚	民間団体	・平和啓発事業の経費の一部を補助	計画 どおり	78	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 平和啓発事業に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の平和意識の高揚に資する事業への支援を実施することにより、広く市民に対し平和意識の醸成を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 市民主体の取組の継続的な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市民の平和意識の醸成に向け、当補助金について周知しながら、市民主体の取組を支援する。</li> </ul>	
88	宇都宮人権擁護委員協議会負担金	Ⅲ-7	かけがえのない個人の 尊重		宇都宮人権擁護委員協議会の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会 【宇都宮市、鹿沼市、さくら市、那須烏山市、上三川町、高根沢町】	・人権相談や研究会等の事業運営費の負担	計画 どおり	1,007	—		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 宇都宮人権擁護委員協議会の事業運営に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権作文コンテストや絵画コンテストの実施、SOSミレターの周知啓発など、宇都宮人権擁護委員協議会事業に対する支援により、協議会の円滑な活動につながった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 円滑な事業運営への継続的な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に密着した人権擁護委員の啓発活動を推進するため、宇都宮人権擁護委員協議会の取組を引き続き支援していく。</li> </ul>	
89	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会活動補助金	Ⅲ-7	かけがえのない個人の 尊重		人権擁護委員の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会	・人権講話、人権よろず相談等部会の事業に要する経費の一部を補助	計画 どおり	320	S30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 宇都宮部会の事業運営に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会に対する活動経費の補助や事務局として運営支援を行うことにより、小中学校における人権講話や、人権よろず相談、委員研修会の実施など、人権擁護委員の円滑な活動につながった。</li> <li>・人権擁護委員の新規就任の年齢制限及び定年延長等の影響により、人権擁護委員の担い手が不足していることから、人材確保のための方策を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針: 円滑な事業運営への継続的な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会において、人権擁護委員と意見交換を行いながら、「人権講話の進め方」などをテーマとした委員研修会を開催することにより、引き続き、小中学校における人権講話などを実施していく。</li> <li>・地域行政機関等に協力を依頼し、地域で活躍する人材を幅広く推薦してもらうことで、人権擁護委員の継続的な人材確保に取り組む。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
90	宇都宮市つながりサポート女性支援事業	Ⅲ-7	かけがえのない個人の尊重		コロナ禍において不安を抱える女性への相談事業の強化	コロナ禍において不安を抱える女性	・生理用品の提供をきっかけとした相談 ・NPO等の知見や専門性を活かした相談支援	計画どおり	13,538	R3	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):不安を抱える女性への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・済生会宇都宮病院内での常設相談窓口のほか、地域の身近な場所で相談できるよう、NPO等協力団体による「つながりサポート相談室」の(97か所)や、公共施設や市イベント会場などでの臨時相談窓口(出張相談会)を9か所で開催するなど、NPO等の知見やネットワークを生かした相談支援に取り組むことができた。</li> <li>・円滑で切れ目のない支援を行うため、NPO等協力団体連携会議において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組んだことで、NPO同士のネットワーク化を図ることができた。</li> <li>・民生委員児童委員等の団体を対象に、支援人材養成出前講座を開催し、自身の活動の中で困難な問題を抱える女性を支援できる人材を育成した。</li> <li>・複雑化・複合化した相談案件について、円滑で切れ目のない支援を行うため、様々な分野で専門性を有するNPO等協力団体との連携やネットワークを強化していく必要がある。</li> <li>・令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)を踏まえ、行政と関係機関相互の一層の緊密な連携が図られるよう、事業の推進体制や事業内容を見直す必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:NPO等との連携強化による切れ目のない相談支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と関係機関相互の一層緊密な連携が図るとともに事業の実施体制について、令和6年度から市女性相談所を中心とした体制に見直すとともに、困難な問題を抱える女性に対する支援を包括的に進めるよう、DV被害者の支援団体などの関係団体との連携を一層強化していく。</li> <li>・引き続き、「連携会議」において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組む、NPO同士のネットワークを一層強化することにより円滑な支援を実施する。</li> <li>・相談にたどりつけない女性に対する相談窓口の情報提供や気軽な相談、心身回復に向けた女性同士の交流や就労支援など、困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援を行うための居場所づくり事業などの新規事業について、より多くの女性に参加してもらえよう、実施手法や周知方法を検討する。</li> <li>・市ホームページや公式LINEでの広報や、現在女性相談所やDV被害者支援団体が関わっている相談者への周知のほか、参加しやすい工夫など、受託者と情報共有や意見交換を行っていく。</li> <li>・包括的・重層的支援を進めるよう、引き続き人材育成出前講座を実施する。</li> </ul>	改善
91	女性相談事業	Ⅲ-7	かけがえのない個人の尊重	好循環P	女性からの相談体制の充実	・市内在住もしくは勤務の、家庭内などの問題に悩む女性 ・女性相談員	・電話・面接相談実施 ・法律相談の実施 ・カウンセリングの実施 ・研修会等への参加	計画どおり	1,040	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):相談員の資質向上と関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの女性相談事業に加え、「つながりサポート女性支援事業」を実施することで、相談窓口の認知度向上を図ることができた。また、関係機関との連携・協力により、相談者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげることができた。</li> <li>・相談員が相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、各種研修会への参加や、勉強会を行うことにより、相談員の資質の向上を図った。</li> <li>・令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)において、行政と関係機関相互の一層の緊密な連携が求められていることから、市女性相談所と関係機関の連携を一層強化する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:相談体制の更なる充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な問題を抱えているものの周囲に頼ることができない人や、相談機関につながっていない人が多いこと、困難女性支援法において、行政と関係機関相互の一層の緊密な連携が求められていることなどから、令和6年度から、「つながりサポート女性支援事業」について、市女性相談所を中心とした体制とし、女性に係る様々な相談について、関係団体と連携しながら対応を図るとともに、チラシやSNS等、様々な媒体を活用しながら、相談窓口の周知を図っていく。</li> <li>・相談員の資質の一層の向上と新たな問題への対応スキルを身に付けるため、日々の相談事案の共有や各種研修会への参加、勉強会を行うとともに、様々な困難を抱えた女性を適切な支援につなげられるよう、「つながりサポート女性支援事業」のNPO等協力団体や関係機関、保健福祉部門等との連携を図っていく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
92	DV対策推進事業	Ⅲ-7	かけがえのない個人の 尊重	好循環P	DVの未然防止、相談・保護から自立に向けた被害者への支援	・市民、生徒、教育関係者等 ・DV被害者及び同伴家族	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布 ・自立支援事業の実施	計画 どおり	1,321	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援】 ・DV未然防止のためのデートDV出前講座については、教育委員会主催の養護教諭・人権主任者向け研修において、事業を周知したことにより、出前講座の実施につなげるとともに、生徒等の理解がより深められるよう、漫画や事例紹介を盛り込んだ講座とすることにより、若年層への意識啓発を図ることができた。 ・DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう検討する必要がある。 ・「つながりサポート女性支援事業」において相談事業やNPO等協力団体など関係機関との連携・協力などに取り組むことにより、被害者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげているところであるが、令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」において、DVの相談窓口を知っている割合が48%と、窓口の認知度が低いことから、より一層、相談窓口の周知強化に取り組む必要がある。 ・自立支援事業においては、DV被害者とその子に対して、民間団体と連携し、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を促すことができた。 ・今後は、発見・相談から心身の回復、自立の援助までを一体的に切れ目なく支援していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:DV被害者に向けた取組及び関係機関等との連携の強化】 ・デートDVなど若年層への意識啓発については、デートDV出前講座において、多くの学校等で啓発機会を設けられるよう、養護教諭等に対し、開催校の実施状況の共有を図り、開催校の拡大を図るとともに、講座に事例共有やワークショップを取り入れるなど、生徒等の理解がより深められるよう、効果的な手法について引き続き検討する。 ・DV被害者の早期発見につなげるため、アウトリーチによる出張相談会や居場所づくり事業など「つながりサポート女性支援事業」による相談窓口周知の強化や出張相談会を実施する。 ・また、DV被害者の支援については、「つながりサポート女性支援事業」の一部受託者であり、DV被害の特性を熟知し、自立支援に関するノウハウを有する団体とこれまで以上に連携を図り、事業を一体的に実施することにより、発見・相談から自立の援助まで切れ目のない支援を行う。</p>	
93	民間団体DV被害者支援事業補助金	Ⅲ-7	かけがえのない個人の 尊重		DV被害者の安全確保と早期の自立支援	市内に主たる活動拠点を有し、DV被害者支援を行っている団体	・民間団体が行うDV被害者支援事業(民間シェルター事業、ステップハウス事業、自助グループ事業)に対し、賃借料、光熱水費など対象経費の補助	計画 どおり	800	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:民間シェルターやステップハウス、自助グループ活動への支援】 ・配偶者等の暴力から逃れてきたDV被害者及び同伴家族の安全を確保するとともに、危機的状況を脱したDV被害者が早期に生活再建・自立を図ることができるよう、民間シェルターやステップハウス、自助グループ事業への支援を行うことにより、DV被害者の安全確保や自立につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:継続的な活動への支援】 ・DV被害者とその同伴家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間によるシェルターやステップハウス、自助グループ事業の活用が有効であることから、補助金による支援を継続する。</p>	
94	虐待・DV対策連携会議	Ⅲ-7	かけがえのない個人の 尊重	好循環P	関係機関等との連携による虐待・DV対策の推進	・司法・警察・保健医療等関係機関 ・地域団体 ・国、県	・関係機関等との相互の連携及び協力 ・課題や情報の共有	計画 どおり	40	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:関係機関等との情報共有】 ・虐待やDVの被害の深刻化・潜在化が懸念されているため、関係機関における相談の状況や取組内容等について意見交換を行い、課題や情報の共有を図った。 ・令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)の趣旨を踏まえ、関係機関相互の一層の緊密な連携により、複雑化・複合化した相談案件について、円滑で切れ目のない支援を行うため、庁内保健福祉部門や子ども部門等と連携を図るとともに、様々な分野で専門性を有するNPO等協力団体との連携やネットワークを強化していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:未然防止に向けた関係機関等との連携強化】 ・虐待やDVの早期発見・適切な支援につながるよう、引き続き、当会議について、重層的支援体制整備事業のケース会議や子ども家庭支援室で実施する児童虐待防止等ネットワーク会議のメンバーを構成員とし、各機関間の情報共有や、意見交換などを行うことで連携強化を図っていく。 ・「虐待・DV対策連携会議」について、困難女性支援法に明記された「支援調整会議」にも位置付けるなど、庁内外の関係機関等との緊密な連携を図っていく。</p>	
95	宇都宮市戦没者追悼式	Ⅲ-7	かけがえのない個人の 尊重		式典を通じた戦争の悲惨さ、平和の尊さの伝承	市民(戦没者遺族・海外引揚死没者遺族・公務殉職者遺族・戦災殉職者遺族等)	宇都宮市戦没者追悼式の実施	計画 どおり	617	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:宇都宮市戦没者追悼式の開催】 ・4年ぶりに市文化会館において開催し、一般市民にも参列、献花をいただくなどにより、戦争で亡くなった方々に追悼の意を表するとともに、遺族をはじめとした市民に戦争の悲劇を繰り返すことがないよう平和への思いを新たにするとともに啓発を図ることができた。 ・参列者数は年々減少しており、国や県の情勢、市遺族会連合会の意向を踏まえながら、今後の開催方法について時期を見ながら検討していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・戦争のために亡くなられた方々に追悼の意を表するとともに、平和の大切さを継承していくため、引き続き、宇都宮市戦没者追悼式を開催する。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
96	宇都宮市遺族会連合会補助金	Ⅲ-7	かけがえのない個人の 尊重		戦没者遺族の福祉 の増進及び平和啓 発活動の推進	宇都宮市遺族会連 合会	宇都宮市遺族会連合会 の活動に要する経費の 一部を補助	計画 どおり	183	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区慰霊祭を実施した地域に対し、宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助することにより、各地区における慰霊碑の維持管理を行うとともに、国の施策の情報伝達など、戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動等の取組を効果的・効率的に推進することができた。</li> <li>・戦没者遺族の高齢化により、活動継続が難しい地区が多くなっているが、戦没者の孫の参加を促すなど会員数の確保に努めている。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進のために、引き続き、宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助していく。</li> </ul>	
97	市民啓発事業	Ⅲ-7	男女共同参画の推進	戦略事業	市民の理解促進と家 庭・学校・地域教育 の推進	市民、児童生徒、教 育関係者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民啓発講座の開催</li> <li>・情報紙の発行</li> <li>・教育参考資料「かがやき」の配布</li> </ul>	計画 どおり	3,520	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民に向けた男女共同参画の啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合で高まった機運継続のため10月1日に開催した「男女共同参画推進フォーラム」や子育て世代やシニア層を対象とした固定的性別役割分担解消を目的とした講座、女性の地域活動への参加を促進するための講座などの市主催講座や、男女共同参画推進団体と協働で実施する市民企画講座の実施などにより、各世代や活動に場における男女共同参画の推進に取り組んだ。</li> <li>・より一層女性の活躍を推進していくためには、第5次男女共同参画行動計画において、重点事業とした各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識解消に向け、効果的な啓発に取り組む必要がある。</li> <li>・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」の作成・配布に加え、女性の健康をテーマとした市民向け情報誌「ぱーとなーしゅぷ」を発行するなど、幅広い年齢層に対して啓発を図った。</li> <li>・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」について社会情勢の変化を踏まえ、現状に合わせて更新する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:社会情勢を踏まえた啓発の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に開催した「男女共同参画推進フォーラム」で高まった気運を継続するため、広く市民を対象とした講演会を開催するとともに、地域や企業など各活動の場に応じた男女共同参画に関する各種講座の開催や、市民や団体等と協働した啓発に引き続き取り組む。</li> <li>・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」について、ジェンダー平等の実現を掲げるSDGsへの対応などの社会情勢の変化を踏まえ、小学校の教員や学識経験者などの意見を聞きながら、現状に即した内容や表現に改定を行う。</li> </ul>	拡大
98	宇都宮市女性団体連絡協議会補助金	Ⅲ-7	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進 する団体の育成・支 援	宇都宮市女性団体 連絡協議会	・男女共同参画推進事 業に要する経費の一部 を補助	計画 どおり	400	S62		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市女性団体連絡協議会への補助金の交付により、市民向けの講演会(男女共生社会を目指すうつのみや市民のつどい)や研修会を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に寄与することができた。</li> <li>・また、今後の事業等にオンラインを活用することができるよう、内部研修でwebアンケートの作成方法を学ぶなど、新たな取組に向け研修を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】</p> <p>男女共同参画社会実現のため、民間団体による啓発活動を支援することが有効であると考えられることから、当該団体の取組に対して引き続き補助金による支援を継続する。</p>	
99	うつのみや市民会議補助金	Ⅲ-7	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進 する団体の育成・支 援	男女共同参画社会 の実現を目指すう つのみや市民会議	・男女共同参画推進事 業に要する経費の一部 を補助	計画 どおり	401	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・うつのみや市民会議補助金の交付により、会員や市民向けの啓発講座や会設立25周年記念事業などの活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に寄与することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】</p> <p>男女共同参画社会実現のため、民間団体による啓発活動を支援することが有効であると考えられることから、当該団体の取組に対して引き続き補助金による支援を継続する。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
100	ワーク・ライフ・バランス(WLB)推進事業	Ⅲ-7	男女共同参画の推進	好循環P	仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進	・事業者等 ・市民	・事業者表彰の実施 ・企業向けガイドブックの周知 ・企業経営者及び男性従業員向け啓発講座やリーフレットの作成・配布 ・市民向け啓発事業の実施	計画 どおり	2,753	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業者,市民への啓発事業の実施と取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に対しては,性別に関わらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりを促進するため,商工会議所など経済団体と連携し,「WLB実践企業向けガイドブック」のメールマガジンによる発信や,男性の育休取得促進に向けた,企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やリーフレットの作成・配布,また,優れた取組を行う事業者を表彰する「きらり大賞」の実施に取り組んだ。</li> <li>・市民に対しては,女性が仕事と生活を調和させながら,さまざまな場で活躍できるよう支援する各種講座を開催した。</li> <li>・今後も企業の取組を促進するため,優れた事業者の取組をより多くの企業に波及させていけるよう効果的に事業を推進していくとともに,男女共に仕事と生活を調和させながら活躍できるよう取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:事業者,市民に対する効果的な啓発事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に対しては,ワークライフバランスの具体的な取組につなげるため,好事例を盛り込んだデジタル版リーフレットの作成・配布やセミナー開催に取り組むほか,取組を行った事業者を「きらり大賞」につなげるなど事業間の連携を図る。</li> <li>・市民に対しては,ワークライフバランスの実践に向け,引き続き,各種講座の実施に取り組む。</li> </ul>	
101	女性活躍推進事業	Ⅲ-7	男女共同参画の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	働くことを希望する女性が働き続けられ,雇用の場において活躍できるよう,若年層からの意識醸成や,女性の経済的自立に向けた人材育成を図るとともに,能力を発揮し活躍できる職場環境の整備促進に取り組む。	・事業者 ・学生 ・市民	・企業経営者向けセミナー等における一般事業主行動計画策定支援やリーフレットの活用促進 ・社会保険労務士出前説明会・出前相談の実施 ・インターンシップ事業の実施 ・「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」の実施	計画 どおり	8,614	R1	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)中小企業における女性活躍事業の促進,インターンシップ事業の実施,女性デジタル人材の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対しては,セミナーの開催やリーフレットの配布,女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた社会保険労務士の出前相談,企業経営者等への啓発・取組促進を行った。</li> <li>・今後は,行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業について,依然として策定している企業が少ない状況であることから,策定を後押しする取組の強化が必要である。</li> <li>・学生に対しては,「仕事と子育て家庭のインターンシップ事業」を実施し,オンラインインターンシップや働きやすい職場環境づくりに取り組む経営者との交流会を通して,結婚・出産後も就業を継続する意識の醸成を図った。</li> <li>・今後は,働きやすい職場環境づくりや女性の活躍推進に取り組む企業を広く周知することで,人材の確保や他の企業への波及効果を図る必要がある。</li> <li>・女性デジタル人材の育成については,「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」を新たに実施し,10名中9名が就労につながった。</li> <li>・今後は,参加申込者が64名とテレワークによる就労の需要が高く,女性の経済的自立にもつながる取組であることから,更なる人材を育成する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:中小企業における更なる女性活躍事業の促進,インターンシップ事業の実施,女性デジタル人材の更なる育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所などの経済団体等と連携しながら,中小企業における労働環境の整備など女性活躍を促進するため,企業経営者向けセミナーの開催やデジタル版リーフレットの作成・配布のほか,市内業種別団体等への出前セミナーや一般事業主行動計画の策定支援に取り組むとともに,新たに助成金を創設し,企業における女性が働きやすい職場環境づくりを促進する。</li> <li>・また,新たに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を紹介する特設ウェブページを作成し,学生が就職活動をする際に使用している大手就活支援サイトにリンクするバナー広告を掲載する。</li> <li>・「インターンシップ事業」においてこれまで行ってきた市外の学生に対する情報発信についても特設ウェブページ上で行い,引き続き就業継続意識の醸成に取り組んで行く。</li> <li>・「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」について定員を令和5年度の10名から20名に増員し,更なる女性デジタル人材の育成に取り組む就労につなげていく。</li> </ul>	拡大
102	姉妹・文化友好都市との交流事業	Ⅲ-7	多文化共生の推進		国際化や市民の国際感覚の醸成	市民	姉妹・文化友好都市との相互交流	計画 どおり	3,015	S62		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナウイルス感染症の5類移行後の事業再開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により,相互交流事業が途絶えていたことから,現地受入機関と密に連携を取りながら,安全な実施を最優先に取り組むことで,大きなトラブルなく交流事業を無事に再開できた。(なお,オークランドへの派遣は,現地の水害により実施を見合わせた。)</li> <li>・姉妹都市の担当者には,年度初め,年末年始などに定期連絡を行うとともに,必要に応じてweb会議を行うことで,円滑な意思疎通ができるよう努めた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:派遣受入事業の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相互交流による家庭や学校などでの体験や交流は,青少年等の国際感覚醸成に大きく寄与することから,引き続き派遣受入事業を実施していく。また,各姉妹都市担当者と定期的に連絡を取り合いながら,交流事業に取り組んでいく。</li> </ul>	
103	市民交流活動推進補助金	Ⅲ-7	多文化共生の推進		民間団体の国際交流活動の支援	民間団体	姉妹・文化友好都市との交流事業,外国人市民の自立化支援,国際理解,国際協力に関する事業を実施する民間団体への補助	計画 どおり	50	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):民間団体活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体が実施する国際交流イベント(フランス祭り)への支援を行うことにより,国際理解活動を促進することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助制度の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も,民間団体の交流活動などが促進されるよう,本補助制度を継続するとともに,関係団体への制度の周知に努めていく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
104	国際交流協会補助金	Ⅲ-7	多文化共生の推進		宇都宮市国際交流協会の活動支援	宇都宮市国際交流協会	事務局員の人件費、事務費、自主事業費への補助	計画どおり	12,250	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):協会の安定運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の人件費などを補助することにより、協会の安定的な運営に繋げることで、姉妹都市への青少年派遣事業などの本市事業の受託はもちろん、日本語教室や外国人支援者ネットワークなど、多文化共生の中核団体として、協会独自の事業を展開できた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:多文化共生の中核団体としての自立的な運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人が増加する中、多文化共生の中核団体として主体的な取組が一層求められることから、補助を継続し安定運営を支援するとともに、協会独自の事業の充実に向けて、効率的な事務運営や自主財源の確保など、自立的な事業運営を促していく。</li> </ul>	
105	多文化共生の地域づくり事業	Ⅲ-7	多文化共生の推進	戦略事業	外国人市民・日本人市民との相互理解と交流機会の創出	・市民 ・職員	国際理解講座、企業・学校などへの出前講座、多文化共生フォーラム、外国人の地域参加職員への意識啓発	計画どおり	98	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):相互理解・交流機会創出の取組の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座や多文化共生フォーラム、留学生の地域行事参加などにより、外国人市民と日本人市民との相互理解や交流機会を創出することができた。また外国人の地域参加に向けた啓発チラシを作成し、まちづくり懇談会で配布を開始したとともに、所属長向けの研修会を開催し、外国人の現状や多文化共生についての理解促進が図れた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:交流機会創出や職員の意識啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、引き続き地域における外国人市民・日本人市民の相互理解の促進と交流機会を創出するため、国際理解講座などの取組を継続的に実施していくとともに、外国人の地域参加に向けた地域まちづくり組織への啓発や新任の所属長に向けて研修会を開催していく。</li> </ul>	
106	日本語学習支援ボランティア養成事業	Ⅲ-7	多文化共生の推進		外国人市民の日本語習得の支援	市民	外国人市民に日本語を教えるボランティアの養成	計画どおり	891	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):継続的な講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座を開催し、日常生活に必要なレベルの日本語の学習を支援するボランティアを養成することができた。また、修了者に対して、日本語教室を行う宇都宮市国際交流協会を含めた民間団体の活動を紹介し、外国人市民の日本語学習の支援に繋げることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:講座内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人市民の増加が続く中、外国人の日本語習得は重要なことから、今後も、外国人市民や外国人児童生徒の日本語習得を支える人材を育成できるよう講座内容の充実へ努めていく。また、外国人の日本語学習の無料のWEB講座なども充実してきていることから、これらの情報発信を行うことで、より多くの学習機会を提供する。</li> </ul>	
107	多文化共生ソーシャルコーディネーター事業	Ⅲ-7	多文化共生の推進		多様化する相談案件への対応	外国人市民	外国人市民からの複雑な相談に対応する多文化共生ソーシャルコーディネーターの派遣とスキルアップ	計画どおり	109	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):多文化共生ソーシャルコーディネーターの派遣とスキルアップ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人総合相談窓口における生活相談を実施する中で、複雑な案件にはコーディネーターを派遣できるよう、相談記録簿にコーディネーター案件の該当の有無について確認欄を設け対応していたが、今年度は該当案件がなかった。</li> <li>・また、相談ニーズの高い年金制度や精神疾患などを抱えた相談者への窓口対応などについての研修会を実施し、コーディネーターのスキルアップを図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:事業の継続とニーズ・社会情勢を捉えたスキルアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、外国人市民の複雑な相談案件にはコーディネーターが関係機関と連携しながら適切に個別支援していくことが必要であることから、当該事業を継続していくとともに、相談者からのニーズと社会情勢の変化を捉えた研修会の実施によるコーディネーターのスキルアップにも取り組んでいく。</li> </ul>	
108	外国人転入者支援事業	Ⅲ-7	多文化共生の推進		わかりやすい生活情報の提供	外国人市民	転入した外国人市民への多言語による生活情報などの提供	計画どおり	113	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):外国人転入者への新生活の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホ利用者が多い外国人に適した、QRコード読み取りによる情報取得を誘導する生活案内チラシ「Life In Utsunomiya」や多言語版ごみの分け方・出し方リーフレットなどを封入した転入者バックを市民課などの窓口で外国人転入者に配布することで、本市で新生活を始める外国人市民の生活支援に繋がった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:発信する情報の更新と提供方法の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、引き続き外国人転入者に対して新たな施策や緊急情報を着実に提供できるよう、封入物については、情報内容の更新や表現方法の工夫(デジタル化)も進めていく。</li> </ul>	
109	やさしい日本語普及啓発事業	Ⅲ-7	多文化共生の推進		職員、市民などへの「やさしい日本語」の普及	・職員 ・市民	職員向け研修の実施、企業・学校などへの出前講座の実施、「外国人への情報提供ガイドライン」の周知	計画どおり	0	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「やさしい日本語」普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員向けの研修実施により、職員へ「やさしい日本語」の普及啓発をすることができた。</li> <li>・また、外国文化を紹介する国際理解講座や学校での出前講座において「やさしい日本語」の啓発を行った。</li> <li>・労働目的の外国人が増加していることから、そのような外国人とのコミュニケーション円滑化に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:職員・市民への継続的な普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、引き続き職員向け研修や地域での国際理解講座などに加え、労働を目的とした外国人も増加していることから、企業で働く外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けて企業へアプローチするなど、幅広い市民への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
110	ICTを活用した生活支援・情報発信事業	Ⅲ-7	多文化共生の推進		ICTを活用した外国人市民への情報・コミュニケーション支援	外国人市民	窓口への音声翻訳タブレット配置によるコミュニケーション支援とSNSによる情報発信	計画どおり	325	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：窓口での外国人市民とのコミュニケーションの円滑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末(31言語対応)を9台から59台に増台し、アプリケーションもビデオ通訳ができるなど利便性が向上したことで、本市窓口業務等での外国人とのスムーズなコミュニケーションが促進された。</li> <li>・Facebookページ「Living Information in Utsunomiya」では、年間を通して、ごみの捨て方や納税方法などの定期情報に加え、大雪などの災害情報などの臨時、緊急情報も発信することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：翻訳タブレットと情報発信の効果的な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声翻訳タブレットについては、庁内のデジタル化を推進する関係課と連携しながら、引き続き活用できるよう、取り組んでいく。</li> <li>・また、引き続き庁内各課との連携により、Facebookページの効果的な運用に取り組んでいく。</li> </ul>	